

官報

号外 昭和三十七年四月二日

第四十回参議院會議録第十六号

昭和三十七年四月二日(月曜日)

午後五時二十五分開議

議事日程 第十五号

昭和三十七年四月二日
午後二時 本會議

第一 国税通則法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一 国税通則法案

一、日程第二 国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案

法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中野 文門君

地方行政委員 小柳 牧衛君

法務委員 青田源太郎君

文教委員 片岡 文重君

同 常岡 一郎君

社会労働委員 相馬 助治君

同 高橋進太郎君

同 加賀山之雄君

同 野田 俊作君

同 下村 定君

同 古池 信三君

同 上林 忠次君

同 一松 定吉君

同 豊瀬 禎一君

同 小柳 勇君

同 小林 英三君

同 堀見 俊二君

同 西田 隆男君

同 谷口 慶吉君

同 藤原 道子君

同 野本 品吉君

同 成瀬 幡治君

同 大泉 寛三君

懲罰委員 野田 俊作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 野田 俊作君

地方行政委員 高橋進太郎君

法務委員 (国会法第四十二條第三項の規定によるもの) 古池 信三君

文教委員 相馬 助治君

同 加賀山之雄君

社会労働委員 片岡 文重君

同 小柳 牧衛君

同 常岡 一郎君

同 中野 文門君

同 小林 英三君

同 青田源太郎君

同 野本 品吉君

同 谷口 慶吉君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 下村 定君

同 野田 俊作君

同 大泉 寛三君

同 一松 定吉君

同 小柳 勇君

同 上林 忠次君

同 豊瀬 禎一君

同 西田 隆男君

懲罰委員 野田 俊作君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大森 創造君(大森創造君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

沿岸漁業等振興法案

農林水産委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

工業用水法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校騒音防止工事費交付金法案(豊瀬禎一君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十七年度一般会計予算

昭和三十七年度特別会計予算

昭和三十七年度政府関係機関予算

所得税法の一部を改正する法律案

物品税法案

酒税法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

豪雪地帯対策特別措置法案

著作権法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その2)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十七年度一般會計予算
昭和三十七年度特別會計予算
昭和三十七年度政府關係機關予算
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
所得税法の一部を改正する法律
物品税法
酒税法等の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
法人税法の一部を改正する法律
関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律
兼雪地帯対策特別措置法
運輸省設置法の一部を改正する法律
義務教育諸学校の教科用圖書の無償に関する法律
著作權法の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律
同日国会において承諾することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十五年度特別會計予算總則第十二条に基づく使用總調書
昭和三十六年度一般會計予算備費使用總調書(その一)
昭和三十六年度特別會計予算備費使用總調書(その一)
昭和三十六年度特別會計予算總則第十一條に基づく使用總調書
昭和三十六年度特別會計予算總則第十二条に基づく使用總調書
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方税法の一部を改正する法律
同日内閣から、原子燃料公社法第二十六條第三項の規定に基づく原子燃料公社の昭和三十五年事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。
本日委員長から左の報告書が提出された。
国稅通則法案可決報告書
国稅通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 日程第一、国稅通則法案、
日程第二、国稅通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長棚橋小虎君。
〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕
国稅通則法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十七年三月二十七日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
(不字及び一は衆議院修正)

第二章 国稅の納付義務の承認
第一節 納稅申請(第十七條)
第二款 更正の請求(第二十二條)
第三款 更正又は決定(第二十四條・第三十條)
第三節 賦課課稅方式による國稅に係る稅額等の確定手續(第三十一條・第三十三條)
第三章 國稅の納付及び徵收
第一節 國稅の納付(第三十四條・第三十五條)
第二節 國稅の徵收
第一款 納稅の請求(第三十六條・第三十九條)

第二款 滞納処分(第四十條)
第三節 雜則(第四十一條・第四十五條)
第四章 納稅の猶予及び担保
第一節 納稅の猶予(第四十六條・第四十九條)
第二款 担保(第五十條・第五十五條)
第五章 國稅の還付及び還付加算金(第五十六條・第五十九條)
第六章 附帶稅
第一節 延滞稅及び利子稅(第六十條・第六十四條)
第二節 加算稅(第六十五條・第六十九條)
第七章 國稅の更正、決定、徵收、還付等の期間制限
第一節 國稅の更正、決定等の期間制限(第七十條・第七十一條)
第二節 國稅の徵收權の消滅時効(第七十二條・第七十三條)
第三節 還付金等の消滅時効(第七十四條)
第八章 不服審査及び訴訟
第一節 不服審査
第一款 通則(第七十五條)
第二款 異議申立て(第七十六條・第七十八條)
第三款 審査請求(第七十九條・第八十一條)

目次
第一章 總則
第一節 通則(第一條・第三條)

第四款 雑則(第八十二条—第八十五条)

第二節 訴訟(第八十六条—第八十八条)

第九章 雑則(第八十九条—第九十六条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税、有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百

二号)に規定する証券業者が同法の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税及び通行税(これらの税に係る附帯税を除く。)をいう。

三 消費税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、物品税、ランプ類税及び入場税をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五 納税者 国税に関する法律の規定により国税(源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者(国税徴収法(昭和三十三年法律第四十七号)に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。)及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三章第二節及び第三節(予定

申告・予定納税額の更正及び修正)の規定による申告書を除く。
イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準額の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準額をいう。以下同じ。)
ロ 課税標準から控除する金額
ハ 所得税法又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額で、これらの法律の規定による翌年以後の年若しくは翌事業年度以後の事業年度の所得の計算上繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度の所得につき繰り戻して控除することができるもの(以下「純損失等の金額」という。)
ニ 納付すべき税額
ホ 還付金の額に相当する税額
ヘ ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額
七 法定申告期限 国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。ただし、法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による

納税申告書の提出期限を除く。
八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる期限を除くものとし、国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものときにおいて、賦課課税方式による国税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。
イ 第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定による納期限
ロ 第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納期限
ハ 第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上付に係る期限
ニ 所得税法、法人税法又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納(以下「延納」という。)、第四十七条第一項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限
九 課税期間 国税に関する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。

十 強制換価手続 滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。
(人格のない社団等に対するこの法律の適用)
第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。
(他の国税に関する法律との関係)
第四条 この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。
第二節 国税の納付義務の承継等
第五条 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十一条(相続財産法人)の法人は、その被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その滞納処分費を含む。第二章(国税の納付義務の確定)、第三章第一節(国税の納付)、第六章(附帯税)及び第七章第一節(国税の更正、決定等の期間制限)を除き、以下同じ。)を納

める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続分・指定相続分)の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。
(法人の合併による国税の納付義務の承継)

第五條 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人(以下「合併法人」という。)は、合併により消滅した法人(以下「被合併法人」という。)に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)
第七條 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等が納付すべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時にその人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

第六條 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで(連帯債務の効力等)の規定を準用する。
(共有物等に係る国税の連帯納付義務)
第七條 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

第三節 期間及び期限
第八條 (期間の計算及び期限の特例)
第九條 国税に関する法律に定める期間の計算は、次に定めるところによる。
一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従ふ。
三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する。
2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。)が日曜日、国民の祝日その他一般の休日当たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。
(災害等による期限の延長)
第九條 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。
第四節 送達
第十條 送達
第十條 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。
2 通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を送達した場合においては、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。
3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者(第一項ただし書の場合にあつては、納税管理人。以下この節において同じ。)の氏名(法人については、名称。以下第十二條第二項(公示送達)において同じ。)、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。
4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。
一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわかまえのあるものに書類を交付すること。
二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。
(相続人に対する書類の送達の特例)
第十一條 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長又は税関長が発する書類(滞納処分(その例による処分を含む。))に関するものを除く。で被相続人の国税に関するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、

その旨を当該税務署長又は税関長に届け出なければならない。

- 2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項の税務署長又は税関長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とする事ができる。この場合において、その指定をした税務署長又は税関長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に關する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に對してされたものとみなす。

(公示送達)
第十二条 第十條(書類の送達)の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合

合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の揭示場に揭示して行なう。
- 3 前項の場合において、揭示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第五節 人格のない社団等(人格のない社団等の地位)
第十三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、国税に關する法律の規定の適用については、法人とみなす。

第十四条 法人が人格のない社団等の財産に關する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時に附ける人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

の一部分についてされたときは、その国税の額にその承継の時に附ける人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

第二章 国税の納付義務の確定
第一節 通則
第十五条 国税を納付する義務(源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。)が成立した場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に關する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

- 2 納税義務は、次の各号に掲げる国税(附帯税を除く。)については、当該各号に掲げる時(当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時)に成立する。
- 一 所得税(次号に掲げるものを除く。) 曆年の終了の時
- 二 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金をその他源泉徴収すべきものとされてゐる所得の支払の時
- 三 法人税 事業年度の終了の時

- 四 相続税 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)による財産の取得の時
- 五 贈与税 贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)による財産の取得の時
- 六 消費税 課税物件の製造場からの移出又は保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。以下同じ。)からの引取りの時(小売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。)
- 七 有価証券取引税 有価証券の譲渡の時
- 八 通行税 運賃又は料金の領収の時
- 九 取引税 商品取引所における売買取引の時

三 印紙税その他納税義務の成立の際印紙をはることに納付すべきものとされてゐる国税(輸入される郵便物に係る消費税を除く。以下同じ。)

四 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十一条(二)発行税の規定による発行税(以下「日本銀行券発行税」という。)

五 延滞税及び利子税(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手續については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に關する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。
- 二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

第十七条 前条第三項各号に掲げるものを除く。についての納付すべき

の確定の方式)

第十七条 前条第三項各号に掲げるものを除く。についての納付すべき

の確定の方式)

の確定の方式)

き税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立した場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされてる国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款 納税申告

(期限内申告)

第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。(期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者(所得税法に規定する損失申告書を提出することができるとき)その法定申告期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含むは、法定申告期限後においても、第二十五条(決定)の規定による決定が

あるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類を添付しなければならない。

(修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。以下第二十三条第一項(更正の請求)において同じ。)は、次の各号の一に該当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第一条第六号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。)又は税額等(同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。)を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2 第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正又は決定を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3 前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 その申告後の課税標準等及び税額等

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 所得税法第三十六条第四項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第三十六条の二第二項(外国税額控除額の還付)において準用する場合を含む。)又は法人税法第二十六条の四第四項(欠損の繰戻しによる還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金

があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

(修正申告の効力)

第二十条 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税につきは、納税義務に影響を及ぼさない。(納税申告書の提出先等)

第二十一条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合に

おいては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。(郵送に係る納税申告書の提出時期)

第二十二條 納税申告書(当該申告書に添附すべき書類その他当該申告書の提出に關連して提出するものとされている書類を含む)が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信目付印により表示された日(その表示がないときは、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

第二款 更正の請求 (更正の請求)

第二十三條 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限(法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書については、その提

出期限)から一月以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき次条の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に關する法律の規定に從つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額を記載しなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

2 前項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」といふ。)をしよとする者は、同項の申告に係る課税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税(その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

第三款 更正又は決定

(更正) 第二十四條 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に關する法律の規定に從つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。(決定) 第二十五条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認めら

れる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。(再更正)

第二十六條 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定) 第二十七條 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員

の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。(更正又は決定の手続) 第二十八條 第二十四条から第二十六条まで(更正・決定の規定による更正又は決定(以下「更正又は決定」といふ。))は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。こ

の場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

一 その更正前の課税標準等及び税額等

二 その更正後の課税標準等及び税額等

三 その更正に係る次に掲げる金額

イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

ニ その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ホ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならぬ。この場合において、その決定が前条の調査に基づいたものであるときは、その旨を附記しなければならない。
(更正等の効力)

第二十九条 第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下「更正」といふ。)で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。
(更正又は決定の所轄庁)

第三十条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、これらの国税の

課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この項において「旧納税地」といふ。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることが出来る。

3 前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていいたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

第三十一条 賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律

の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 第二十一条第一項(納税申告書の提出先)及び第二十二條(郵送に係る納税申告書の提出時期)の規定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」といふ。)について準用する。
(賦課決定)

第三十二条 税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、課税標準申告書を提出すべき期限(課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時)後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

1 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。
納付すべき税額

2 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。
課税標準及び納付すべき税額

3 課税標準申告書の提出を要しないとき。
課税標準及び納付すべき税額

3 課税標準申告書の提出を要しないとき。
課税標準及び納付すべき税額

3 課税標準申告書の提出を要しないとき。
課税標準及び納付すべき税額

3 課税標準申告書の提出を要しないとき。
課税標準及び納付すべき税額

2 税務署長は、前項又はこの項による決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準)又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

1 その決定前の課税標準及び納付すべき税額
2 その決定後の課税標準及び納付すべき税額
3 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5 第二十七条(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決

定)、第二十八條第三項後段(決定通知書の附記事項)及び第二十九條更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」といふ。)について準用する。
(賦課決定の所轄庁)

第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることが出来る。

1 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正又は決定があつたとき。
当該更正又は決定をした税務署長

2 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定で前号に規定するもの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出(第二十一条第一項(納税申告書の提出先の特例)の規定

の提出(第二十一条第一項(納税申告書の提出先の特例)の規定

に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付)があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地が現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき、旧納税地を所轄する税務署長(当該政令で定める消費税に就いての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、その保税地域(当該政令で定める消費税については、政令で定める場所)の所在地の所轄税関長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは「税関長」と、前条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号及び第二号中「納付すべき税額」とあるのは「税額等」とする。

に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはるにより納付するものとする。

3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができ、(申告納税方式による国税等の納付)

第三十五条 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限(延納に係る納税については、その延納に係る納期限)までに國に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に掲げる日(延納に係る国税、第二条第七号ただし書(定義)に規定する納税申告書の提出により納付すべき国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限)までに國に納付しなければならない。

一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号(修正申告)により納付すべき税額(修正申告)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額)を提出した日

二 更正通知書に記載された第二十八條第二項第三号イからハまで(更正)により納付すべき税額(修正)に掲げる金額(その更正)により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額)又は決定通知書に記載された納付すべき税額、その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八條第一項又は第二項(申告納税方式)による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

第二節 国税の徴収

第一款 納税の請求

(納税の告知)

第三十六条 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税(その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。)を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一 賦課課税方式による国税(過少申告加算税、無申告加算税及び前条第三項に規定する重加算税を除く。)

二 源泉徴収等による国税(その法定納期限までに納付されなかつたもの)

三 納税義務の成立の際印紙をはるにより納付すべきものとされている国税(印紙税を除く。その成立の際納付されなかつたもの)

四 日本銀行券発行税

2 前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行なう。ただし、担保として提供された金額をもつて消費税を納付させる場合その他政令で定める場合には、納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。

(督促)

第三十七条 納税者がその国税を第三十五条(申告納税方式)による国税の納付)又は前条第二項の納期限(所得税法第三章(予定納税)及び予定申告)の規定により納付すべき所得税については、同章に規定する納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一 次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第五十九条(保全差押)の規定の適用を受けた国税

二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直

昭和三十七年四月二日 参議院會議録第十六号 国税通則法案外一件

ち徴収するものとされている
国税

2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から二十日以内に発するものとする。

3 第一項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。
(繰上請求)

第三十八条 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額の確定した国税でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

- 一 納税者の財産につき強制換入手続が開始されたとき。
- 二 納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者が解散したとき。
- 四 納税者が納税管理人を定めないうちこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。
- 五 納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の

還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分を執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。

2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書(源泉徴収等による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を附記した納税告知書)を送達して行なう。

3 第一項各号の一に該当する場合において、納税義務の成立した国税(納付すべき税額が確定したものを除く)でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む)前に、その確定するの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

4 国税徴収法第五十九条第二項から第十一項まで(保全差押)の規定は、前項の決定があつた場合について準用する。
(強制換手の場合の消費税の徴収の特例)

第三十九条 税務署長は、消費税の課される物品が強制換手手続により換手された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税(その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び第四十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)において同じ。)の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により消費税を徴収するときは、あらかじめその執行機関(国税徴収法第二条(用語の定義)に規定する執行機関をいう。以下同じ。)及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換手がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税が第二十五条(決定)の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求(以下「交付要求」という。)とみなす。

第二款 滞納処分

(滞納処分)
第四十条 税務署長は、第三十七条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

第三節 推則

(第三者の納付及びその代位)
第四十一条 国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を有する第三者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付した場合において、その国税を担保するため抵当権(税抵当)であるものを除く)が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき代位することができる。

3 前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

(債権者の代位及び詐害行為の取消)
第四十二条 民法第四百二十三条(債権者の代位)及び第四百二十四条(詐害行為の取消)の規定は、国税の徴収に關して準用する。

(国税の徴収の所轄庁)
第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長が行なう。ただし、保稅地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税については、その保稅地域(当該政令で定める消費税)の所在地を所轄する税関長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例の更正若しくは決定)当該更正又は決定により納付すべき税額に係る第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税の賦課決定を含む)又は第三十三条第二項第二号(賦課決定の所轄庁の特例)の賦課決

定があつた場合において、これらの処分に係る国税につき、これらの処分をした後においても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき、当該処分をした税務署長

二 これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地である現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」といふ)を所轄する税務署長においてその異動の事実が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき、旧納税地を所轄する税務署長

3 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

4 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

第四十四条 株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の

開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社の本店(外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる營業所。以下この項において同じ)の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができ、ただし、更生事件がその本店以外の營業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができ、

2 前条第四項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定)

第四十五条 第四十三条第一項ただし書(税関長による徴収の規定)により税関長が徴収する場合若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項(徴収の引継ぎ)若しくは前条第一項の規定により

国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章(第三十八条第三項(課上保全差押)、第三十九

条(強制換価の場合の消費税の徴収の特例)及びこの節を除く。)の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長若しくは「国税局」とする。

第四章 納税の猶予及び担保

第一節 納税の猶予

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 国税局長又は税務署長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらの類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第二号に掲げる国税については、政令で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一 その災害のやんだ日(源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による有価証券取引税及び消費税については、その日の属する月の末日)以前に納税義務

の成立した国税(政令で定めるものを除く。)でその納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したものを

二 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの

2 税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」といふ)は、次の各号の一に該当する事実がある場合(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができな

いと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。前項の規定による納税の猶予をした場合にお

いて、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、また同様とする。

一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号の一に該当する事実に関する事実があつたこと。

3 税務署長等は、次の各号に掲げる国税(延納に係る国税を除く。)の納税者につき、当該各号に掲げる税額に相当する国税を一時に納付することができな理由がある

と認められる場合には、その納付することができなと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

一 申告納税方式による国税(その附帯税を含む。)その法定申告期限から一年を経過した日以後

後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 賦課課税方式による国税(その延滞税を含む、第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税を除く。)その課税標準申告書の提出期限(当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日)から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

三 源泉徴収等による国税(その附帯税を含む。)その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

4 前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

7 税務署長等は、第二項又は第三項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて二年をこえることができない。

(納税の猶予の通知等) 第四十七条 税務署長等は、前条の規定による納税の猶予(以下「納税の猶予」といふ。)をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を納税者に通知しなければならない。

2 税務署長等は、前条第一項から第三項まで又は第七項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

(納税の猶予の効果) 第四十八条 税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうち天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法第七十二条第一項(特許権等の差押手続)に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同条第一項に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第二百二十九条第一項(配当の原則)に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第一

項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

(納税の猶予の取消し) 第四十九条 納税の猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

一 第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

二 第四十六条第四項(猶予税額の分納)の規定により分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額に相当する国税を納付しないとき。

三 その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が第五十一条第一項(担保の変更等)の規定によつてした命令に応じないとき。

四 前三号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないときと認められるとき。

2 税務署長等は、前項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、第三十八号第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長等は、第一項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

第二節 担保 (担保の種類) 第五十条 国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 国債及び地方債

二 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長等(国税に關する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。)が確実と認めるもの

三 土地

四 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに

登記を受けた建設機械で、保険に附したるもの

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 税務署長等が確実と認める保証人の保証

七 金銭

(担保の変更等)
第五十一条 税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、その担保を提供した者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることができる。

2 国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる。

3 国税の担保として金銭を提供した者は、政令で定めるところにより、その金銭をもつてその国税の納付に充てることができる。

(担保の処分)

第五十二条 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限(第三十八条第二項(繰上請求)に

規定する繰上りに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第六十三条第二項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

3 保証人がその国税を前項の納付の期限までに完納しない場合には、税務署長等は、第六項において準用する第三十八条第一項の規定により納付させる場合を除き、その者に対し、納付催告書により

その納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

4 第一項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

5 前項の規定により保証人に対して滞納処分を執行する場合には、税務署長等は、同項の担保を提供した者の財産を換備に付した後でなければ、その保証人の財産を換備に付することができる。

6 第三十八条第一項及び第二項並びに前節の規定は、保証人に第一項の国税を納付させる場合について準用する。

(国税庁長官等が徴した担保の処分)

第五十三条 国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定に

より担保を徴した場合(第四十三条第三項又は第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により徴収の引継ぎを受けた国税局長がその引継ぎに係る国税につき担保を徴した場合を除く。)において、その担保の提供がされている国税がその納期限までに完納されないときは、政令で定める税務署長にその担保として提供された財産の処分その他前条に規定する処分を行なわせるものとする。

(担保の提供等に関する細目)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、担保の提供の手続その他担保に関し必要な手続については、政令で定める。

(納付委託)

第五十五条 納税の猶予又は滞納処分に関する猶予を受けた者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができ、証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその他の取立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が

最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。

3 第一項の委託があつた場合において、必要があるときは、税務署の当該職員は、確実と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができ、

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項の国税につき国税に関する法律の規定による担保の提供が必要ないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとする。第五章 加算金

(還付)

第五十六条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過納納金(以下「還付金等」という。)があるときは、政令で定める

ところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならぬ。
(充当)

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならぬ。この場合において、その国税のうち延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならぬ。

2 前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3 国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

(還付加算金)
第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、その還付金等に係る国税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払

決定の日又はその充当の日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第六十条第二項(延滞税の額の計算)において同じ。)までの期間(他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)に依り、その金額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。
一 還付金等の請求権につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条(差押命令)の規定による差押えがされた場合において、当該差押えの日に同法第六百条第一項(移付命令)の命令がなかつたとき。その差押えの日の翌日からその差押えの取消し又は同項の命令があつた日までの期間
二 還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。その仮差押えがされた期間
三 国税局長、税務署長又は税関長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者

に通知した場合において、その通知書を発した日の翌日から起算して一月を経過する日までにその還付の請求がなかつたとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間
四 申告納税方式による国税で過誤納に係るもの納付がその国税の法定納期限前であつたとき。その納付の日の翌日から当該法定納期限までの期間
3 二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。
4 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納の金額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為

の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相当する国税(その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む)は、その更正があつた日(当該理由に基づき国税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日)に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(国税の予納額の還付の特例)
第五十九条 納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。
一 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来してゐないもの
二 最近において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税

2 前項の規定に該当する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこと

となつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、前三条の規定を適用する。
第六章 附帯税
第一節 延滞税及び利子税
(延滞税)
第六十条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。
一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。
二 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税があるとき。
三 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税(第五号及び第六号に規定する国税並びに不納付加算税及び重加算税を除く。)をその法定納期限後に納付するとき。
四 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税を法定納期限までに完納しないとき。
五 源泉徴収等による国税(所得税法第四十一条第二項(代位納

付)の規定により納付すべき所得税を含む。以下次条第二項において同じ。)をその法定納期限までに完納しないとき。

六 納税義務の成立の際印紙をはるにより納付すべきものとされている国税(印紙税を除く。以下次項において同じ。)をその成立の際完納しないとき。

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税その他政令で定める国税)については、政令で定める日)の翌日からその国税を完納する日までの期間に応じ、その未納の税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。ただし、督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、その未納の税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した額とする。

3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。

4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)

昭和三十三年四月二日 参議院會議録第十六号 国税通則法案外一件

第六十一条 修正申告書(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く。)の提出又は更正(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

一 その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられた日までの期間

二 その申告又は更正に係る国税について期限後申告書(還付金の還付を受けるための納税申告書で政令で定めるもの(以下「還

付請求申告書」といふ。)を含む。以下この号において同じ。)が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日の翌日から

2 源泉徴収等による国税で次の各号の一に該当するものについては、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、その国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合(第二号に掲げる国税については、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について第三十六條第一項(納税の告知)の規定による納税の告知があるべきことを予知して納付されたときに限る。)は、この限りでない。

一 法定納期限から一年を経過する日後に納税告知書が發せられた日(納税の告知)の規定による納税の告知があるべきことを予知して納付されたときに限る。)は、この限りでない。

第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

第六十三條 第四十六條第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。(災害等による納税の猶予)の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十三條第一項(滞納処分)の規定による

告知書が發せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

(二部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

滞納処分の執行の停止をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九條第一項(納税の猶予の取消)又は同法第五十四條第一項(滞納処分の停止の取消)の規定による取消しの原因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2 第九條(期限の延長)の規定により国税の納期限を延長した場合に、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3 第四十六條第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。(事業の廃止等による納税の猶予)の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十一條第一項(換価の猶予)の規定による換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税につき、金額でその納付が困難と認められ

告知書が發せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

(二部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

第六十三條 第四十六條第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。(災害等による納税の猶予)の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十三條第一項(滞納処分)の規定による

告知書が發せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

(二部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

告知書が發せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

(二部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

告知書が發せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

(二部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

るものを限度として、免除することができ。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

(利子税)

第六十四条 延納に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その延納に係る国税にあわせて利子税を納付しなければならぬ。

2 利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項(延滞税の額の計算)に規定する期間に算入しない。

3 第六十条第四項(延滞税の属する税目)及び第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)の規定は、利子税について準用する。

第二節 加算税

(過少申告加算税)

第六十五条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。)が提出された場

合(期限後申告書が提出された場合)において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。

更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基つき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち、その修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

(無申告加算税)
第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に対し、

当該各号に規定する申告、更正又は決定に基つき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合(当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書である場合を含む。)は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合
二 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3 期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基つき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、

同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

(不納付加算税)
第六十七条 源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第三十六条第一項第二号(源泉徴収等による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることな

く納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 源泉徴収等による国税が第三十六条第一項第二号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

(重加算税)

第六十八条 第六十五条第一項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されてい

ないものに基づき)が明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されてい

ない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した(税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 第六十六条第一項(無申告加算税)の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定

申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠べし、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠べし、又は仮装されていない事実)に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する追加算税を課する。

3 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第二項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、その隠べし、又は仮装したところに基づくその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠べし、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠べし、又は仮装されていらない事実)に基づく税額として

て政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する追加算税を徴収する。

4 第一項又は第二項の規定は、消費税については、適用しない。
(加算税の税目)

第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税(以下「加算税」という。)は、その額の計算の基礎となる税額の額する税目の国税とする。

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限

(国税の更正、決定等の期間制限) 第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日)とのいずれか遅い日)以後においては、することができない。

一 更正(第三項の規定に該当するものを除く。)その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)

二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができ、

一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定
二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正

三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正
四 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正又は賦課決定

五 前各号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正

3 第二十五条(決定)の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日)から五年を経過した日以後においては、することができない。

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたもの 当該申告書の提出期限
二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税 その納税義務の成立の日(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等を行うことができる期間(以下「通常除斥期間」という。)の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができ、

一 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決(以下この号

において「裁決等」という。)による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税(当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等 当該裁決等又は更正があつた日から六月間

二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていない取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づくてする更生(前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限る。)又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間

第二節 国税の徴収権の消滅時効

(国税の徴収権の消滅時効) 第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、その国税(その滞納処分費を除く。)の

昭和三十七年四月二日 参議院会議録第十六号 国税通則法案外一件

四八七

法定納期限（前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、国税に關する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、その国税の徴収権を行使することができる日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第七十三条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分が効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式

による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間

三 納税に關する告知 その告知に指定された納付に關する期限までの期間

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に国税徴収法第四十七条第二項（繰上差押）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

五 交付要求 その交付要求がされている期間（国税徴収法第八十二条第二項（交付要求）の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第五号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換領手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われぬ。

3 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に關する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

4 国税（附帯税及び国税の滞納処分費を除く。）についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

第三節 還付金等の消滅時効

（還付金等の消滅時効）

第七十四条 還付金等に係る国に對する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 通則

（行政不服審査法との関係）

第七十五条 国税に關する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節及び他の国税に關する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第 号）の定めるところによる。

第二款 異議申立て

（異議申立て）

第七十六条 国税に關する法律に基づく処分（行政不服審査法第四条

第一項第七号（不服申立てをする）ができない処分）に掲げる処分に該當するものを含まないものとする。以下この節において同じ。）で国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長がしたものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日（その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この節において同じ。）の翌日から起算して一月以内に、その処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長に対し、異議申立てをすることができる。

2 国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がした処分とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の場合において、天災その他同項の期間内に異議申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に同項の異議申立てをすることができる。

4 異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他この節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号（審査請求をすることができない処分）に掲げる処分

（納税地異動の場合における異議申立先等）

第七十七条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分（前条第五項各号に掲げる処分）に該當するもの並びに督促及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項の規定による異議申立てをする際における納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、その異議申立ては、同項の規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務

署の名称を附記しなければならぬ。

3 第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長に提出されたときは、当該税務署長は、その異議申立書を受理することができ、この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)
第七十八条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長と異動後の納税地を所轄する税務署長と異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長は、異議申立てをした者の申立てにより又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長に移送することができる。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、

はじめからその移送を受けた税務署長に異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」といふ。)をその移送を受けた税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

第三款 審査請求

(審査請求)
第七十九条 国税に関する法律に基づく処分が各号に掲げるものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内に、当該各号に掲げる者に対し、審査請求をすることができる。

一 税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたもの
国税庁長官又はその処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
二 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の職員がし

た処分 その処分をした職員が所属する行政機関の所在地を所轄する国税局長

2 税務署長がした処分(第七十六条第二項(異議申立て)の規定により税務署長がした処分とみなされるものを含むもの)とし、前項第一号に掲げる処分が該当するものを除くものとする。以下この項、次条及び第八十七条第一項第二号(不服申立ての前置の特例)において同じ。)に不服がある者は、次の各号の一に該当するときは、異議申立てをしない。当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることができ

一 その処分をした者がその処分につき異議申立てをすることができ旨の行政不服審査法の規定による告示をなかつたとき、その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
二 その処分が所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正であるとき。

3 第七十六条第一項の規定による税務署長に対する異議申立て(同項に規定する期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。)については、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に、その決定をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることができる。

4 国税局長又は税関長がした処分(第七十六条第二項の規定によりこれらの者がした処分とみなされるものを含む。)については、審査請求をすることができない。

5 第七十六条第三項、第四項及び第五項第一号並びに前二条の規定は、第一項から第三項までの規定による審査請求について準用する。

(決定が遅延した場合等のみならず審査請求)
第八十条 税務署長がした処分について異議申立てがされた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、その異議申立てがされている税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求がされたものとみなす。

一 異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過する日までに、その異議申立てについ

て決定がされるとき(異議申立てをした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。)

二 異議申立てがされている税務署長においてその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、その異議申立てをした者がこれに同意したとき。その同意があつた日

2 前項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書等を同項に規定する国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3 第七十八条(異議申立事件の決定機関の特例)の規定は、第一項の場合について準用する。
(他の審査請求に伴うのみならず審査請求)
第八十一条 更正決定等について国税局長に対し審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について税務署長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てを受けた税務署長は、その異議申立書等を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長に對し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について国税局長に對し審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長は、その異議申立書を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等がこれらの規定に規定する国税局長に送付された場合には、その送付された日に、当該国税局長に對して当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 第七十八条(異議申立事件の決定機關の特例)の規定は、前項の場合について準用する。

第四款 雜則

(併合審理等)

第八十二条 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、その不服申立てを受けた者は、行政不服審査法の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

2 前項の規定の適用がある場合には、その不服申立てを受けた者は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(協議団による審理)

第八十三条 国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定に基づき処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、国税庁又は当該国税局に附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならない。

2 協議団の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(不服申立てと国税の徴収との關係)

第八十四条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ。)による換価及び配当は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の不服申立てをした者の申立てにより又は職権

で、不服申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

3 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の不服申立てをした者が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを命じ、又は自らその差押えをせず、若しくはその差押えを解除することができる。

4 第四十九条第一項第一号及び第三項(繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し)の規定は、第二項の規定による徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止の取消しについて準用する。

(不服申立てに關する規定の適用除外)

第八十五条 第七十六条から前条まで(異議申立て及び審査請求)の規定は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分については、適用しない。

第二節 訴訟

(行政事件訴訟法との關係)

第八十六条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟について

は、この節及び他の国税に關する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第 号)その他の一般の行政事件訴訟に關する法律の定めるところによる。

(不服申立ての前置等)

第八十七条 国税に関する法律に基づく処分(第八十五条(不服申立て)に關する規定の適用除外)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができないものの取消しを求め訴えは、異議申立てをすることができないもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができないものを含む)を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができない処分にあつては審査請求がされた後審査請求をすることができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て(税務署長に對してされたものを除く。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二 税務署長がした処分について異議申立てをした者が第八十条第一項第一号(みなす審査)にし

ない旨の申出)に規定する申出をした場合において、その異議申立てをした日の翌日から起算して六月を経過しても決定がないとき。

三 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

四 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に關する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その決定書又は裁決書の原本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

(証拠申出の順序)

第八十八条 国税に関する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三十一条(抗告訴訟)に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手

方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めるときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることが出来る。

第九章 雑則

第八十九条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所(事務所及び事業所を除く)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものの中から納税管理人を定めなければならない。

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めるときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

(国税の課税標準の端数計算等)

第九十条 国税(印紙税及び附帯税を除く。以下この条及び次条において同じ)の課税標準(その税率

の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ)を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一元未満の端数があるとき、又はその全額が一元未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第九十一条 国税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円(国税の滞納処分費については、十円)未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一元未満の端数があるとき、又はその全額が一元未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に十円未満(前項に規定する国税に係るものについては、一元未満)の端数があるときは

は、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

4 附帯税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が五百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(還付金等の端数計算等)

第九十二条 還付金等の額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 還付金等の額が一元未満であるときは、その額を一元として計算する。

3 還付加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が三百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に千円未満の端数があるとき、又はその還付金等の額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(供託)

第九十三条 民法第四百九十四条(供託による免責)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、国税に関する法律の規定により納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(国税に関する相殺)

第九十四条 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするもの

とは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

第九十五条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるものは、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の滞りに関する申請の手續その他のこの法律の実施のための手續その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章(不服審査及び訴訟)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(従前の税法に基づく処分又は手続の効力)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」という)の規定

定又はこれに基づき若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした更正、告知、督促、徴収、請求、証明、納付委託その他の処分又は手續で、この法律に相当規定があるものは、この附則又は他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手續とみなす。

(申告納税方式による国税の加算税の納付に関する経過措置)

第三条 第三十五条第三項(加算税の納付)の規定は、この法律の施行後に賦課決定通知書が発した場

合について適用する。

(繰上保全差押に關する経過措置)

第四条 第三十八条第三項及び第四項(繰上保全差押)の規定は、この法律の施行後に納税義務が成立した国税について適用する。

(還付加算金に關する経過措置)

第五条 第五十八条(還付加算金)の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充當をする還付金等に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するもの計算については、従前の税法の例による。

(延滞税に關する経過措置)

第六条 第六章第一節(延滞税)の規定は、この条又は他の法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する国税について適用する。この場合において、この法律の施行前の期間に対応する部分の延滞税は、納付することを要しない。

2 前項前段の規定を適用する場合において、延滞税の納付の基因となる国税につき、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が発せられていたときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易利子税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間(その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間)に応じ、従前の税法の規定により徴収すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易延滞加算税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

3 前項第二号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対して百分の五の割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徴収する延滞加算税額を控除した金額をこえるときは、そのこえる金額を控除するものとする。

4 前三項の規定による延滞税については、その納付の基因となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定によりされた督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

(利子税額及び延滞加算税額に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき従前の税法の規定により納付し、又は徴収すべきであつた利子税額及び延滞加算税額(延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。)については、従前の税法の例による。ただし、これらの額の計算上の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前の税法の例による納税の告知に代えて、その額をその計算の基礎となつた国税の額にあわせて納付すべき旨を更正通知書又は決定通知書に記載するものとする。

(利子税額等の徴収に関する経過措置)

第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、延滞税の額とみなす。

(加算税に関する経過措置)

第九条 第六章第二節(加算税)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限(不納付加算税については法定納期限)とし、これらの期限のない国税については政令で定める日とする。以下この条において同じ。この法律の施行前に法定申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

2 前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

(国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置)

第十条 第七十一条(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期限(これらの期限のない国税については、政令で定める日。以下この条において同じ。)が到来する国税については適用し、この法律の施行前に法定納期限又は課税標準申告書の提出期限に相当する期限又は時が到来した国税につき更正又は決定をすることができず期間については、従前の税法の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第十一条 従前の税法に規定する再調査の請求、審査の請求及び訴訟

については、附則第一条ただし書(施行期日の特例)に規定する日の前日までは、従前の税法の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求(同日前にされた再調査の請求に係るものを含む)については、同日後も、従前の税法の例による。

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第一条ただし書に規定する日前にされた国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の決定については、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

(国税の確定金額の端数計算に関する経過措置)

第十二条 第九十一条(国税の確定金額の端数計算等)の規定は、この法律の施行後に計算する国税の確定金額(附則第六条第二項の規定により計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

「審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載」

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正決議した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十七年三月二十七日
参議院議長 清瀬 一郎

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案
国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案
法令の整備等に関する法律案
(不字及び一は修正)

目次
第一章 国税に関する法律の一部改正
改正(第一条)第三十九
第二章 その他の法令の一部改正
(第三十〇条)第三十九
(第三十一
四十一
条)

附則
第一章 国税に関する法律の一部改正
(所得税法の一部改正)
第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 予定納税に関する通則(第二十五条の三)第二十五條の五」を「第四節 予定納税に関する通則(第二十五条の三、第二十五条の四)に」第七章 再調査、審査及び訴訟(第四十八条、第五十二条)を第七章 削除に改める。
第一条第三項第二号中「法人」の下に「(国税通則法第十三条に規定する人格のない社団等(以下人格のない社団等という。を除く。以下本項において同じ。))」を加え、同条第五項中「会社以外の法人」の

下に「人格のない社団等を除く。以下本項において同じ。」を加え、同条第七項を削る。

第三条第一項中「法人には、」の下に「その所得につき」を加え、「法人たる労働組合」を「労働組合法

第十一条第一項の規定に基づく法人たる労働組合」に、「第九十八条」を「第九十八条第七項」に、「第五十四

条の規定に基づく」を「第五十四條第一項の規定に基づく」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「法人」の下に「人格のない社団等を除く。以下本条において同じ。」を加える。

第六条第七号中「法人の解散」を「法人(人格のない社団等を除く。以下第八号までにおいて同じ。)の解散」に改める。

第九条第一項第二号中「法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第五号までにおいて同じ。)」を加える。

第九条の二第一項第四号中「有する法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第五号までにおいて同じ。)」を加える。

第十条第二項中「第五十六條第四項又は第五十七條第四項の規定により徴収する源泉徴収加算税額又は重加算税額、通行税法第十一

条ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項又は第十七條第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、国税徴収法第四十六條第一項

の規定により徴収する延滞加算税額(第三章、第四章又は第六章の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。)」を「延滞税又は過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で所得税以外の国税に係るもの」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が納付した第五十四條の規定による利子税で、当該事業に係るこれらの所得に対する所得税額に対応するものとして命令で定めるものは、この限りでない。

第十条の二第七項を削る。

第十条の三第三項、第十五條第三項及び第四項、第十七條第一項並びに第十八條第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第二十一條の四第三項及び第二十一條の五第四項を削る。

第二十二條の二第二項及び第四項中「による通知」を「による通知に係る書面」に、「なされた」を「発しなかつた」に、「通知をなした」を「通知に係る書面を発した」に改める。

第二十二條の三第四項及び第二十四條第四項を削る。

第二十四條の二中「規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日」を「規定による通知に係る書面を発した日から起算して一箇月を経過した日」に改める。

第二十五條第五項中「第十條の二第七項並びに」を削り、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十五條の三を削り、第二十五條の四を第二十五條の三とする。

第二十五條の五第一項中「規定による通知」の下に「に係る書面」を加え、「二十日前までに」を「二十日前までに」に改め、かつたを「一箇月前までに」に改めたに、「当該通知をなした日」を「当該書面を発した日」に、「二十日を経過した日」を「一箇月を経過した日」に、「国税徴収法第四十五條」を「国税通則法第三十七條」に改め、同条第二項中「納付すべき所得税」の下に「(当該所得税に係る延滞税を含む。)」を加え、「第三十二條第三項、」を削り、「第四十七條第三項を」第四十七條に、「還付又は充当」を「還付され、又は」に改め、同条第五十七條第一項の規定により充當」に改め、同条を第二十五條の四とする。

第二十六條第三項第七号中「第四項若しくは第四十七條の規定により納付した若しくは徴収された若しくは納付すべき若しくは徴収されるべき税額(第五十四條に規定する利子税額を除く。)」を「国税通則法第三十五條第二項の規定により納付した若しくは納付すべき税額」に改め、同条第六項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を出前に」に改め、同条第七項中「第六十六條に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納

税管理人の届出」に改め、同条第八項を削る。

第二十六條の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

居住者又は事業等を有する非居住者の、その年中において純損失の金額がある場合、その年中における雑損失の金額がその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合又は第九條の四第一項若しくは第三項の規定により控除することができる前年以前三年間に生じた純損失の金額若しくは雑損失の金額が当該純損失の金額若しくは雑損失の金額を控除しないで計算したその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合には、翌年三月十六日から三月十五日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(この申告書を損失申告書という。)

第二十六條の二第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第九條の四第一項又は第三項の規定により翌年以後の各年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の計算上控除することができる純損失の金額又は雑損失の金額

第二十六條の二第一項第五号中「及び第二号」を「第二号及び前号」に、「前二号」を「第三号及び第

四号」に改め、同条第二項中「第二十五條の三並びに」を削る。

第二十六條の三第十二項を削る。

第二十七條を次のように改める。

(修正申告の特則)

第二十七條 所得税につき、国税通則法第十九條の規定による修正申告書(以下修正申告書という。を提出する場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、当該修正申告書は、青色申告書によらなければならない。この場合において、前に提出した申告書が前条第十項後段の規定により青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第二十六條第五項の規定は、修正申告書を提出することができる者の当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について、これを準用する。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(更正の請求の特則)

第二十七條の二 確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者(これらの者の相続人を含む。は、これらの申告書又は決定に係る年分の所得の計算につき第十條の六の規定の適用を受けたことその他当該年分の所得の計算の基礎

となつた事実のうちに含まれて
いた無効な行為により生じた経
済的成果がその行為の無効であ
ることに基因して失われ、又は
当該事実のうちに含まれていな
取り消しうべき行為が取り消さ
れたことにより、同法第二十三
条第一項各号の事由が生じたと
きは、当該事由が生じた日後一
箇月間を限り、政府に対し、こ
れらの申告書又は決定(これら
の申告書を提出し、又はその決
定を受けた後、修正申告書を提
出し、又は同法第二十四条若し
くは第二十六条の規定による更
正を受けた場合には、当該修正
申告書又は更正を含む。)に係る
第二十六条第三項第一号から第
三号まで及び第六号から第八号
までに規定する額、第二十六条
の二第一項第一号に規定する純
損失の金額、同項第四号の二に
規定する純損失の金額若しくは
雑損失の金額又は同項第七号に
規定する所得税額について同法
第二十三条第一項の規定による
更正の請求をすることができ
る。

八項中「第八項」を「第七項に改め
る。
第三十条の二の見出しを「(延
納)に改め、同条第一項中「徴収
猶予」を「延納」に、「徴収を猶予」
を「延納を許可」に改め、同条第二
項中「徴収の猶予を受けようとする
所得税額、徴収の猶予を受けよ
うとする」を「延納を求めようとする
所得税額及び」に改める。
第三十一条第二項中「第五十四
条の規定によりあわせて納付又は
徴収された利子税額」を「納付され
た延滞税」に、「係る利子税額」を
「係る延滞税の額」に改め、同条第
三項及び第四項を次のように改め
る。
前二項の規定により所得税額
(国税通則法第五十八条及び第四
項の規定により加算すべき金額を
含む)の還付をなす場合における
同法第五十七条第一項の規定の適
用に関して必要な事項は、命令で
これを定める。
第一項の規定による還付金に係
る国税通則法第五十八条第一項に
規定する還付加算金を計算する場
合においては、その計算の基礎と
なる期間は、確定申告書又は損失
申告書の提出期限の翌日(納付又
は徴収された予定納税額に相当す
る金額については、その納期限と
納付又は徴収の日とのいずれか遅
い日の翌日)からその還付のため
支払決定をなす日又は同法第五
十七条第一項の規定により充當をな
す日(同日前に充當するのに適す
ることとなつた日がある場合に
は、その適することとなつた日。

以下第三十六条第六項において同
じ)までの期間(第一項の規定に
基づく還付の請求がこれらの申告
書の提出期限後になされた場合に
は、当該提出期限の翌日から当該
請求のなされた日までの期間を除
く。)とする。
第三十一条に次の二項を加え
る。
第一項の規定による還付をなす
場合において、その還付をなす
べき金額を国税通則法第五十七条第
一項の規定によりその年分の未納
の所得税額に充當するときは、同
法第五十八条第一項の規定は、当
該還付をなすべき金額のうちその
充當する金額については、これを
適用しない。
国税通則法第五十八条第一項の
規定は、第二項の規定による還付
金については、これを適用しな
い。
第三十二条及び第三十三条を次の
ように改める。
第三十二条及び第三十三条 削除
第三十四条第三項中「第三十一条
第三項」を「第三十一条第四項」に改
め、同条第四項を削る。
第三十六条第一項中「利子税額、
過少申告加算税額、無申告加算税
額、源泉徴収加算税額、重加算税額
及び延滞加算税額」を「延滞税、利子
税、過少申告加算税、無申告加算
税、不納付加算税及び重加算税」に
改め、同条第二項中「第九項」を「第
七項」に改め、同条第四項中「更正」
を「国税通則法第二十四条又は第
二十六条の規定による更正」に改め、
同条第六項中「前五項」を「前四項」に

改め、同条第七項を次のように改め
る。
第四項(前項において準用する
場合を含む。)の規定による還付金
に係る国税通則法第五十八条第一
項に規定する還付加算金を計算す
る場合においては、その計算の基
礎となる期間は、当該還付金に係
る還付の請求と同時に提出された
損失申告書の提出期限(第七項の
規定に該当し、当該還付の請求が
なされたときは、当該請求がなさ
れた日)の翌日から三箇月を経過
した日から、その還付のため支払
決定をなす日又は同法第五十七
条第一項の規定により充當をなす日
までの期間とする。
第三十六条第九項中「第六項」を
「第五項」に改め、同条第五項及び
第八項を削る。
第三十六条の二第三項中「第八
項」を「第六項」に、「前二項」を「前
項」に、「第七項」を「第六項」に改
め、同条第二項を削る。
第三十八条の三第七項を削る。
第四十一条第三項中「第八項」を
「第七項」に改め、同条第八項中
「国税徴収法第七章」を「国税通則
法第五章」に改める。
第四十三条第一項中「国税徴収
の例により」を「政府は」に改め
る。
第四十四条を次のように改め
る。
(更正又は決定の特則)
第四十四条 国税通則法第二十四
条から第二十六条までの規定に
よる更正又は決定は、これらの
規定に規定する事項のほか、第

二十六条第三項第十一号及び第
十二号に掲げる事項についても
行なうことができる。
前項に規定する更正又は決定
に係る更正通知書又は決定通知
書には、国税通則法第二十八条
第二項又は第三項に規定する事
項を記載するほか、当該更正又
は決定に係る第二十六条第三項
第一号に掲げる金額又は第二十
六条の二第一項第一号に規定す
る純損失の金額についての第九
条第一項各号に規定する所得別
の内訳を附記しなければならない。
第四十五条第一項中「前条の更
正」を「国税通則法第二十四条又
は第二十六条の規定による更正」
に、「前条の規定」を「同法第二十
四条又は第二十六条の規定」に改
め、同条第二項中「前条第七項の
規定による通知」を「国税通則法
第二十八条第二項の更正通知書」
に、「同項」を「前条第二項」に改
め、同条第三項中「前条の」を「国
税通則法第二十四条から第二十
六条までの規定による」に改める。
第四十六条中「第四十四条の」を
「国税通則法第二十四条から第
二十六条までの規定による」に改め
る。
第四十六条の二を削る。
第四十七条の見出しを「(更正又
は決定の場合の予定納税額等の還
付)に改め、同条第三項中「更正
又は決定」を「国税通則法第二十
四条から第二十六条までの規定に
よる更正又は決定」に、「第三十一
条第三項」を「第三十一条第四項」

に、「第二十七条第七項」を「第二十七條の二」に改め、「場合又は」の下に「その他の更正若しくは」を加え、同条第一項、第二項、第四項及び第五項を削る。

第七章 削除

第四十八條から第五十二條まで削除

第五十三條中「修正確定申告書」を「修正申告書」に改める。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

(利子税)

第五十四條 納税義務者は、第三十條の二第一項の規定による延納の許可を受けた場合において、同項の規定による延納の期間(当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合)は、同項に規定する第三期の納期限の翌日からその完納の日までの期間)に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

(延滞税の特則)

第五十五條 左の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十條第二項の規定により延滞税の額の計算をする場合においては、当該各号に掲げる期間には、当該計算の基礎となる期間に算入しない。

一 政府が第二十一條の四第一項の規定による通知に係る書

面を第一期(特別農業所得者)については、第二期)の納期限の二箇月前までに発しなかつた場合における予定納税額。その納期限の翌日から当該通知に係る書面を発した日(当該通知に係る書面を發した日)後一箇月を経過した日(当該通知に係る書面を發した日)の提出期限後となるときは、当該期限)までの期間

二 第二十三條第三項又は第四項の規定による七月予定申告書又は十一月予定申告書が提出された場合における第二十三條の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二期分の予定納税額のうちその増差額に相当するもの。当該予定納税額の納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間

前項第二号に規定する場合において、予定納税額の一部が納付されたときは、国税通則法第六十二條第一項の規定の適用については、第二十三條の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書の提出による予定納税額の増差額以外の部分の金額がさきに納付されたものとみなす。

第三十一條第一項(第三十四條第三項又は第四十七條において準用する場合を含む。)の規定により還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を

国税通則法第五十七條第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る所得税額についての延滞税を免除する。

第五十六條から第五十八條までを次のように改める。

第五十六條から第五十八條まで削除

第六十一條第一項第二号中「法人」の下に「(人格のない社団等)を除く。以下第六十一條の二及び第六十一條の三において同じ。」を加える。

第六十五條第一項第三号中「第八項を「第七項」に改め、同項第四号中「該当する場合の下に」(第一号又は第二号の規定により納税地を定められていた者が当該納税地である住所又は居所を有しないこととなつた場合で命令で定める場合を含む。)」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に該当しない場合 命令で定める場所

第六十五條第二項中「前項」を「前三項に」、「同項」を「これら」に改め、同条第四項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む納税義務者が、前項第一号又は第二号の規定による納税地以外の場所に当該事業に係る事業場その他これに準ずる場所(以下

この項において事業場等という)を有し、かつ、これらの号に掲げる場所に代え、当該事業場の所在地を納税地とすることを便宜とする事情があるときは、当該納税義務者は、これらの規定にかかわらず、政府に申告して当該事業場の所在地(当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業場の所在地)を納税地とすることができる。

納税義務者が死亡した場合においては、その死亡した者に係る所得税(第二十六條第六項(第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十九條第一項若しくは第三項前段の規定に該当する場合の所得税を含む。)については、前二項の規定にかかわらず、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。

第六十五條に次の一項を加える。

国税通則法第七十六條第一項の規定による異議申立てについての決定により、第四項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分の取消しは、当該取消

のの対象となつた処分のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分(当該取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六條を削り、第六十六條の二を第六十六條とする。

第六十七條第一項中「第四十四條第一項乃至第六項を」を「国税通則法第二十四條から第二十六條まで」に改める。

第六十九條第一項中「第六項を」を「第五項に」、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九條の三第四項を削る。

第七十二條第一項中「第一條第七項に規定する法人でない社団又は財団を」を「人格のない社団等」に、「当該社団又は財団を」を「当該人格のない社団等」に改める。

別表第一中

500	1,000	40	8
1,000	1,500	80	8
500	1,000	0	0
1,000	1,500	0	0

に改める。

四九五

別表第二中	40	80	1,000	1,500
	を		1,000	1,500
			500	1,000

に改める。

別表第五中	40	80	1,000	2,000
	を		2,000	3,000
			1,000	2,000

に、「控除である。」を「控除である。」に改める。

この場合において、課税所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を当該特別控除後の金額から控除した後の金額を課税所得の特別控除後の金額とみなすものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」に改める。

別表第六中	40	80	1,000	1,500
	を		1,000	1,500
			500	1,000

「控除」の控除する行を求めるとし、「金額を当該控除とみなすもの」とし、「」が、その求める税額である。」を「」をもつてその求める税額とする。」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再調査、審査及び訴訟(第三十四条―第三十八条)」を「第七章 削除」に改める。

代理人」を「者その他これに準ずる者で命令で定めるもの」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五條第一項第三号中「法人たる労働組合」を「労働組合法第十一條第一項の規定に基づく法人たる労働組合」に、「国家公務員法又は地方公務員法に基くを」を「国家公務員法第九十八條第七項又は地方公務員法第五十四條第一項の規定に基づく」に改める。

第七條の二第二項中「第三十一條の三」を「第三十條」に改める。

第九條第二項中「第二十六條の二」を「第三十三條第二項」に改める。

「第二十六條の四第六項」を「同法第五十八條第一項」に、「利子税額」を「所得税法第五十六條第四項若しくは第五十七條第四項、通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項、有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項若しくは第十七條第一項、国税徴収法第四十六條第一項」を「延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で法人税以外の国税に係るもの」に、「又は徴収されるべき源泉徴収加算税額、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税、通行税若しくは有価証券取引税、延滞加算税額に相当する国税又は」を「若しくは徴収されるべき」に改め、同条第六項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第

七項中「第二十三條の規定による申告書で第十八條を」を「期限後申告書で同条に改める。」

第九條の五第一項中「合併した

場合に於いて、合併法人」の下に「合併後存続する法人又は合併により設立した法人をいう。以下同じ。」を加え、「被合併法人の株主」を「被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ。)の株主に改める。

第九條の六第一項中「第二十三條の規定による申告書で第十八條乃至第二十一條若しくは第二十二條の二」を「期限後申告書でこれらの規定」に改める。

第十三條第三項中「利子税額」を「利子税」に改める。

第十六條第二項中「利子税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税の額」に改める。

第十七條の二第二項中「利子税額、国税徴収法第四十六條第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税に相当する金額」に、「当該加算する税額に係る第四十三條の規定による過少申告加算税額及び無申告加算税額並びに当該加算する税額に係る第四十三條の二の規定による重加算税額」を「並びに当該加算する税額に係る過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する金額」に改める。

第十八條第一項本文中「第四十六條の五」に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同項ただし書中「第四十六條の五」に規定する納税管理人の申告」を「同法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、「できない場合」の下に「(同法第九條の規定の適用を受けた場合を除く。）」を加える。

第十九條第一項中「第四十二條乃至第四十三條の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第四十六條第一項の規定による延滞加算税額」を「第四十二條の規定による利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第九項中「第四十六條の五」に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十條第四項中「第四十六條の五」に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十一條第一項ただし書中「できない場合」の下に「(国税通則法第九條の規定の適用を受けた場合を除く。）」を加える。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十四條の二の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

法人税に関する国税通則法第二十三條第一項の規定による更正の請求は、第十八條又は第二

十一條の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)を提出した法人に限り、これらの申告書に記載した事項についてなすことができ

る。

第二十四條の二第二項中「所得金額若しくは」を「所得金額(退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下本項において同じ。)若しくは」に、「第二十六條の四第一項の規定による法人税額の還付の請求の基礎となつた」を「第二十六條の四第一項に規定する」に改め、「第二十四條の規定による」を削り、「第二十九條乃至第三十一條」を「国税通則法第二十四條から第二十六條まで」に、「又は法人税額が過大となる場合」を「若しくは法人税額が過大となる場合又は第二十六條の四第一項に規定する欠損金額若しくは第二十六條の五から第二十六條の八までの規定による還付金額が過少となる場合」に、「当該所得金額又は法人税額につき第二十九條第一項又は第三十一條第一項の規定による更正をなすべき旨の請求を」これらの額につき同法第二十三條第一項の規定による更正の請求」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)に改める。

第二十五條の二第一項及び第四項中「第二十四條の規定による申告書」を「第二十二條の五の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)」に改める。

第二十六條第三項中「第二十三條の規定により提出した申告書で第二十二條第一項を期限後申告書で同項に改め、「第二十四條第一項若しくは第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項」を「国税通則法第二十四條若しくは第二十六條」に、「当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額」を「当該更正により増加した法人税額」に、「第三十條若しくは第三十一條第一項」を「国税通則法第二十五條若しくは第二十六條」に改め、「第二十四條第二項の規定による」を削り、「当該決定若しくは更正に係る第三十三條第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額」とを、当該決定した法人税額、当該更正により増加した法人税額及び当該修正申告により増加した法人税額に改める。

第二十六條の二を次のように改める。

第二十六條の二 削除

第二十六條の三の見出しを「延納」に改め、同条第一項中「徴収猶予の申請書」を「延納の届出書」に、「徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に、「政府は」を

「当該法人は」に、「その申請」を「その届出」に、「その徴収を猶予する」を「納付を延期すること」ができる。に改め、同条第二項中「申請書」を「届出書」に、「申請法人」を「その提出をする法人」に、「徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする」を「延納しようとする法人税額及び」に改め、同条第三項中「第四十六條の五に規定する納税管理人の申告を」国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に、「徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に改める。

第二十六條の四第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第二項中「第二十六條の二第二項の規定により納付した若しくは納付すべき又は第三十三條第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額」を「当該還付を受けた金額の基礎となつた欠損金額に係る修正申告書の提出又は当該欠損金額に係る国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正により納付した又は納付すべき税額」に、「当該金額」を「当該還付を受けた金額」に、「第六項の規定により加算された金額」を「同法第五十八條の規定による還付加算金(以下還付加算金という。)」に、「当該還付金額」を「当該還付を受けた金額」に改め、同条第四項中「第二十九條乃至第三十一條」を「国税通則法第二十四條又は第二十六條」に改め、「又は決定」を削

り、同条第五項を次のように改め、同条第六項を削る。

前項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日(その日)が当該請求の基礎となつた欠損金額の生じた事業年度の第十八條又は第二十一條の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)の翌日から三箇月を経過した日から、その還付のため支払決定をなす日又は充當(同法第五十七條第一項の規定による充當をいう。以下同じ)をなす日(同日前に同条第二項に規定する充當をするに適合することとなつた日)があるときは、そのなつた日。以下次条第三項及び第二十六條の八第四項において同じ。)までの期間とする。

第二十六條の五第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日(その日)が当該請求の基礎となつた所得税額を納付した事業年度の第十八條又は第二十一條の規定による申告書の提出期限前である

ときは、その提出期限)の翌日から、その還付のため支払決定をなす日又は充當をなす日まで

の期間とする。

第二十六條の六第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六條の七第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六條の八第一項中「第二十三條の規定による申告書で第二十一條」を「期限後申告書で同条」に改め、「第三十三條」を削り、「及び第四十二條」を「第四十二條及び第四十三條」に改め、同条第二項中「利子税額」を「利子税又は延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により法人税額(国税通則法第五十八條及び次項の規定により加算すべき金額を含む。)の還付をなす場合における同法第五十七條第一項の規定の適用に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、第一項の規定による中間納付額の納付の日(当該中間納付額が第十九條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付のため支払決定をなす日又は充

当をなす日までの期間(第一項の規定に基づく還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)とする。

第二十六条の八に次の二項を加える。

第一項の規定による還付をなす場合において、当該還付金の基礎となる中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税額に充当するとき、国税通則法第五十八条第一項の規定は、当該充当する金額に相当する還付金については、これを適用しない。

国税通則法第五十八条第一項の規定は、第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十六条の九第一項中、「第三十三条」を削り、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第二十三条」の規定による申告書で第二十一条の四を「期限後申告書で同条」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

国税通則法第五十八条第一項の規定は、第一項又は第三項において準用する前条第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条から第三十一条の二までを削り、第三十一条の三第一項中「第二十九条乃至第三十一条の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条を第三十条とする。

第三十一条の四第一項本文中「第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に改め、同項ただし書中「第二十四条の規定により提出された申告書」を「第二十二條の五の規定により提出された申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)」に、「第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に改め、同条第二項中「第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準又は法人税額の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

分について、国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をなす場合においては、その更正に係る同法第二十八条に規定する更正通知書にその理由を附記しなければならない。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十三条の二第二項中「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改め、同条第四項中「第四項の規定」を「第六項の規定」に、「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改め、同条第三項中「及び第二十六条の九第一項後段を」、第三項及び第五項に改める。

第七章 削除

第三十四条から第三十八条まで削除

第三十九条中「第二十三条第一項の規定による申告書」を「期限後申告書」に改める。

第四十二条を次のように改める。

分について、国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をなす場合においては、その更正に係る同法第二十八条に規定する更正通知書にその理由を附記しなければならない。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十三条の二第二項若しくは第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る未納の法人税額についての前項の規定による利子税を免除する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条の二を削り、第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十六条の三第二項中「この規定」を「同項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

国税通則法第七十六条第一項の規定による異議申立てについての決定により、第二項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分取消しは、当該取消しの対象となつた処分があつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分(当該取消しの決定の対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十六条の五を削り、第四十六条の六を第四十六条の五とする。

第四十八條第三項を削る。

第四十九條第一号中「第二十三条第一項の規定による申告書で第二十条第一項」、「第二十三条第一項の規定による申告書で第二十一条の二第一項」及び「第二十三条第一項の規定による申告書で第二十一条の三第一項」を「期限後申告書で同項」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再調査、審査及び訴訟(第四十四條-第四十八條)」を第七章 削除に改める。

第十九条中「並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号」を「及び第五十一条第二項」に、「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条の六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十七條第二項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しないので」、「第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三條第四項及び第五十一条第一項から第三項まで」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十六條の規定による決定の通知」を「相続税について国税通則法(昭和三十三年法律第 号)第二十五条の規定による決定(以下「決定」といふ。）」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十八條第二項第二号中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しないので」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「又

は第二項」を「又は前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

(期限後申告の特則)
第三十条 第二十七條第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七條第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」といふ。)を提出することができる。

(修正申告の特則)
第三十一条 第二十七條の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者(相続税については決定を受けた者を含む。)は、次条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」といふ。)を提出することができる。

第三十二条の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項及び第三項から第七項までを削り、同条第二項中「申告書を提出した者又は第三十五条第二項若しくは第六項の規定による」を「相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は」、「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項の規定による更正」を「国税通則法第二十四條若しくは第二十六条の規定

による更正(以下「更正」といふ。))に、「当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長」を「納税地の所轄税務署長」に、「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正をすべき旨の請求」を「同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、同項を同条とする。

第三十三条第一項中「期限内申告書」を「第二十七條又は第二十八条の規定による申告書(これらの申告書を「期限内申告書」といふ。))」に、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第三十五条の見出し中「決定」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

税務署長は、第三十条又は第三十一条の規定に該当する者が、これらの規定に規定する申告書を提出していない場合においては、その課税価格又は相続税額を決定し、又は更正する。

第三十五条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第二項前段の規定による」を「その課税価格又は相続税額若しくは贈与税額の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三十二条第二項」を「第三十二条に改め、「第一項又は第三項の規定による」を削り、「第二十七條、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書」を「第二十七條の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。))」に、「第二項若しくは本項の規定による」を「相続税について」に改

め、「第一項、第三項若しくは本項の規定による」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十五条の二を削る。

第三十六条及び第三十七條を次のように改める。

第三十八條第一項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三條又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第三項中「第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額」を「第三十三條又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき贈与税額」に改め、同条第四項を削る。

第三十九條第一項中「納付の期日」を「納付すべき日」に改め、同条第二項中「当該申請者の提供しよとする担保の種類が同条第四項の規定に当該しない場合を除く外を削り、「担保の種類が適当」を「担保が適当」に改め、同条第三項中「納付の期日」を「納付す

べき日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めよ」とする場合は削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「利子税額」を「利子税又は延滞税に相当する額」に、「前条第八項の規定による求め」を「当該延滞税額に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項の規定による命令」に、「取り消し、その未納に係る延滞税額を一時に徴収する」を「取り消す」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条第一項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は第三十七條の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三條又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額」に改める。

第四十二条第一項中「納付の期日」を「納付すべき日」に改める。

第七章 削除
第四十四条から第四十八條まで削除

第四十九條第二号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第三項」に改める。

第五十一条の見出しを「延滞税の特則」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

滞税については、その相続税額又は贈与税額のうち当該延納の許可を受けたものとその他のものとに区分し、さらに当該延納の許可を受けたものを各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。この場合においては、当該延納の許可を受けた税額のうち同法第三十五條第二項の規定により納付すべきものがあるときは、当該納付すべき税額に係る延滞税のうち第三十三條の規定による納期限の翌日から同法第三十五條第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に掲げる期間は、国税通則法第六十條第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。
 一 相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由により期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額、第三十三條の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間
 イ 期限内申告書の提出期限後に、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人が

ら贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかったものがあることを知つたこと。
 ロ 第三十二條第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額、第三十三條の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八條第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日(ロに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を発した日と当該事由の生じた日から四月を経過する日とのいずれか早い日)までの期間

イ その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかったものがあつたこと。
 ロ 第三十二條第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

3 国税通則法第三十五條第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額につき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三條の規

定による納期限の翌日から同法第三十五條第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額にあわせて納付しなればならない。
 第五十一條第四項から第八項までを削り、同条第九項中「又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條の規定による納期限を」の第三十三條又は国税通則法第三十五條第二項の規定による納期限又は納付すべき日に、「利子税額については、これを」と「延滞税は、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項を削る。

第五十二條の見出しを「利子税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「利子税額」を「利子税」に改め、同項後段を削り、同項第一号イ、ロ及びハ以外の部分中「利子税額の合計額に相当する利子税額」を「金額の合計額に相当する利子税」に改め、同号イ中「若しくは贈与税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限」を「又は贈与税額の第三十三條又は第三十七條に規定する納期限」は国税通則法第三十五條第二項の規定による納期限又は納付すべき日に、「前条第二項第二号」を「前条第二項第一号」に、「同号」に規定する申告書又は修正申告書」を「同項第二号」に、「同項第二号」に、「第三十六條第一項の規定による通知をしたを」更正通知書

第五十二條の二中「とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」を削り、同条に次の一項を加える。
 2 前項の規定の適用を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額に達しない場合における国税通則法第六十四條第三項において準用する同法第六十二條第二項の規定の適用については、その納付した金額は、まず当該分納税額のうち前項に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとする。
 第五十三條及び第五十四條を次のように改める。
 第五十三條及び第五十四條 削除
 第五十五條中「第三十五條の規定によるを削り、「第三十二條第二項の規定によるを」第三十二條の」に改める。
 第六十二條に次の一項を加える。
 3 納税義務者が死亡した場合において、その者に係る相続税又は贈与税(第二十七條第二項

(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。)については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条第一項中「第三十五条の規定による」を「相続税又は贈与税についての」に改める。

第六十六条第四項中「事業を行う法人の下に」第一項に規定する社団又は財団を除く。以下この項において同じ。」を加える。

第七十一条第二項中「(管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む。)を削り、同条第二項を削る。

附則第三項中「第六十二条の下に」第一項及び第二項を加え、「第四十四条第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分」を「当該相続税に係る処分」に改め、「当該住所地の所轄税務署長」の下に「又は国税局長」を加え、「再調査を請求をし、又はこれを」を「不服申立てをし、又はこれを」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第四条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 審査及び訴訟(第七十二条―第七十六条)」を、第

八章 削除に、「第十四章 罰則(第二百二十四条―第二百二十九条)」を「第十四章 罰則(第二百二十四条―第二百二十九条)」に改める。

第四十六条第六項中「第九十一条の規定による納税管理人の申告」を「国税通則法(昭和二十七年法律第 号)第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第五十六条第七項中「第六十四条」を「国税通則法第三十七条」に改める。

第五十七条第一項及び第二項中「同法第二十九条から第三十一条まで」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改め、「又は決定」を削る。

第五十九条第一項中「同法第四十四条」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改める。

第六十四条を次のように改める。

(延納に係る再評価税の督促)

第六十四条 第五十六条又は第五十八条の規定により再評価税の納付を延期した者が、その延期した期限までに再評価税(旧再評価税を含む。)を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税通則法第三十七条の規定によりその納付を督促する。

第六十九条第二項を削る。

第七十一条に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定により徴収する再評価税は、国税通則法の適用については、同法第三十六条第一項各号に掲げる国税とみなす。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第七十二条から第七十六条まで削除

第七十七条に次の一項を加える。

7 昭和二十七年四月一日以後における未納の再評価税については、第一項又は第五項の規定による利子税額の計算上の期間は、同日の前日までとする。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(延滞税の特則)

第七十七条の二 昭和二十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 再評価税の納税義務者が前条第一項第一号の規定に該当する場合においては、国税通則法第六十条第一項第一号の規定に該当するものとみなし、前条第一項第二号若しくは第三号又は第五項の規定に

該当する場合においては、同法第六十条第一項第二号の規定に該当するものとみなす。

二 第七十八条から第八十条まで又は第八十二条の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税通則法第六十条第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

第七十八条第二項、第七十九条第二項及び第八十条第二項を削る。

第八十二条第四項を次のように改める。

第四十五条、第四十六条、第八十四条第二項又は第八十六条第二項の規定による申告書で昭和二十七年四月一日以後にその提出期限が到来するものに係る再評価税については、前三項の規定を適用する場合には、第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、前項中「百分の五十」とあるのは「第一項の場合にあつては百分の三十、前項の場合にあつては百分の二十五」とする。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(加算税額の徴収及び端数計算)

第八十二条の二 第七十一条第四項の規定は、第七十八条から第八十条まで又は前条の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について準用する。

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税通則法第九十条第三項及び第九十一条第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。

第八十九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)」を「国税通則法第九十条第一項並びに第九十一条第一項及び第三項」に改める。

第九十条中「第二十九条第一項の規定に基く命令又は同法」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条第一項中「及び国税徴収法の規定による延滞加算税額」を、「延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)」による改正前の国税徴収法(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によるこ

目次中「第八章 審査及び訴訟(第七十二条―第七十六条)」を、第

ととされる場合を含む)の規定による延滞加算税額」に改める。

第百三十条を削る。

(企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正)

第五条 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「国税徴収法第七章(還付)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改め、同条第四項中「国税徴収法第七章」を「国税通則法第五章」に改める。

第三十七條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十八條中「国税徴収法第七章(還付)」を「国税通則法第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改める。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 削除

(有価証券取引税法の一部改正)

第六條 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二號)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「申告による納付」に改め、同条第一項中「月中に納税義務を生じた」を「月中に譲渡した有価証券についての有価証券取引税の課税標準及びその納付すべき」に、「納付高申告書」を「申告書」に改め、「現金をもつて、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を

「前項」に、「これらの項を」と同項に、「納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに」を「申告書の提出及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

「特別徴収による納付」第十一條の二 証券業者以外の者が、証券業者への充委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は、当該譲渡が行なわれた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を政府に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二條第一項中「前条」を「前二條」に改める。

第十三條第一項中「第十一條第一項又は第二項」を「第十一條の二」に、「国税徴収の例により」を「政府は」に改め、同条第二項中「しなかつたときは」の下に、「政府は」を加える。

第十四條から第十七條までを次のように改める。

第十四條から第十七條まで 削除

第十八條中「同条第二項」を「第十一條の二第一項」に改める。

第二十二條第一項第三号中「第十一條第二項」を「第十一條の二第一項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(納税地)

第二十二條の二 第十一條第一項又は第十一條の二第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は当該有価証券取引税を納付すべき証券業者の営業所の所在地とする。

2 第十二條第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は、同項に規定する納税義務者の住所地又は居所地(この法律の施行地に住所及び居所がない場合には、政令で定める場所)とする。

第二十三條第一項第二号中「第十一條第二項」を「第十一條の二第一項」に改め、同条第二項中の十倍が五十万円を「が五十万円」に、「の十倍以下」を「に相当する金額以下」に改める。

第二十四條第一項第一号中「納付高申告書」を「申告書」に改める。

第二十六條中「法人の代表者の下に(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの)の管理入

を含む)を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を適用する。

第二十七條を削る。

(通行税法の一部改正)

第七條 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「国税徴収ノ例ニ依リ」を「政府」に改める。

第十一條ノ二から第十一條ノ四までを削る。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條ノ二 通行税ノ納税地ハ運輸業者ノ營業所ノ所在地トス但シ其ノ營業所ガ二以上アル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ承認ヲ受ケタル場所トス

第十三條第三項を削る。

第十五條第一項中「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理ノ定アルモノノ管理入ヲ含ム)」を削り、同条第二項を削る。

(砂糖消費税法の一部改正)

第八條 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條―第八條)

第二章 課税標準及び税率(第九條―第九條の三)

第三章 申告及び納付等(第十條―第十四條)

第四章 免税、税額控除及び還付等(第十五條―第二十三條)

第五章 雜則(第二十四條―第三十四條の二)

第六章 罰則(第三十五條―第三十九條)

附則

第三條中「の重量に應じ」を「につき」に改める。

第五條第一項ただし書中「移出したもの」とみなす。を「移出したものとみなして、この法律(第八條第一項、第十條、第十二條、第三十條及び第三十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する」に改め、同条に次の二項を加える。

5 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するとき

は、当該製造者がその製造を廃止した日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る砂糖類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお砂糖類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該砂糖類がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第二項中「この法律」の下に「(第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を加える。

第七条の見出し中「製造等」を「製造」に改め、同条第二項を削る。

第八条第二項第一号中「税務署長又は税関長の承認を受けた方法」を「政令で定める方法」に改め、同項第二号中「第十五条第一項の下に」又は第十五条の二第一項を加え、「同項の承認に係る移出先又は引取先」を「第十五条第一項各号に掲げる場所又は第十五条の二第一項の承認に係る引取先」に、「第十五条第五項」を「第十五条第六項又は第十五条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 次に掲げる砂糖類には、この法律(第三十一条及び同条の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七

条第一項(臨検検査等)の規定により取去される砂糖類

二 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第六十九条第一項(立入検査等)の規定により取去される砂糖類

三 その他前二号に類する砂糖類で政令で定めるもの

「第二章 税率」を「第二章 課税標準及び税率」に改める。

第二章中第九条を第九条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(課税標準)

第九条 砂糖消費税の課税標準は、砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類の重量とする。

(課税標準算定の特例)

第九条の二 砂糖類が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖類の前条に規定する重量とみなす。

「第三章 徴収」を「第三章 申告及び納付等」に改める。

第十条から第十四条までを次のように改める。

(移出に係る砂糖類についての課税標準及び税額の申告)

第十条 砂糖類の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場

からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した砂糖類の種別(第一種又は第三種の砂糖類については、種別及び類別。以下同じ。)及び種別ごとの重量

二 第十五条、第十六条、第十八条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定による砂糖消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する砂糖類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの種別ごとの重量

三 種別ごとに第一号に掲げる重量から前号に掲げる重量を控除した重量(以下この項において「課税標準重量」という。)

四 課税標準重量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

五 第二十一条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする砂糖消費税額(前号に掲げる砂糖消費税額のうち、既に確定したものを含む)。

六 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額に相当する砂糖消費税額(以下「納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第五号に掲げる砂糖消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二十一条第一項のもし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

(引取りに係る砂糖類についての課税標準の申告)

第十一条 砂糖類を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る砂糖類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出に係る砂糖類についての砂糖消費税の期限内申告による納付)

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した砂糖類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する砂糖消費税を納付するものとする。

第十四条 砂糖類の製造者が、第十条第一項の規定による申告書を提出期限内に提出した場

合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

第十五条 保税地域から引き取りようとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該砂糖類に係る砂糖消費

消費税を固に納付しなければならない。

(引取りに係る砂糖類について)

第十三条 保税地域から引き取られる砂糖類に係る砂糖消費税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する砂糖類に係る砂糖消費税は、これらの規定に規定する砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(納期限の延長)

第十四条 砂糖類の製造者が、第十条第一項の規定による申告書を提出期限内に提出した場

合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

「第四章 免税、税額控除、還付等」を「第四章 免税、税額控除及び還付等」に改める。

第十五条を次のように改める。
(未納税移出)

第十五条 砂糖類の製造者が次の各号に掲げる砂糖類をその製造場から当該各号に掲げる場所(第三号に掲げる製造場のうち、政令で定める物品の製造場については、当該製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長が政令で定めるところにより当該砂糖類を移入する必要があると認められたものに限る。)へ移出する場合には、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

- 一 砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類 当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場
- 二 輸出入業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出入を行なうものをいう。)が輸出するためもの砂糖類 当該砂糖類の蔵置場
- 三 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とする砂糖類 当該物品の製造場
- 四 前三号に掲げる砂糖類以外の砂糖類で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたこ

とその他のやむを得ない事情があるため当該砂糖類を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所を移入した砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の移出に関する明細書並びに当該砂糖類が前項各号に掲げる砂糖類に該当すること及び当該砂糖類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

8 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該砂糖類を他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

て、当該砂糖類が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十六条を次のように改める。

(移出に係る砂糖類の輸出免税) 第十六条 砂糖類の製造者が輸出する目的で砂糖類を製造場から移出する場合には、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の移出に關する明細書及び当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同條第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は

は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る砂糖類の輸出免税)

第十六条の二 砂糖類を輸出する目的で保税地域から引き取りとする場合において、当該引き取りとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖消費税を免除する。ただし、第三項において準用する第十五条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならぬ。

3 第十五条の二第三項及び第七項並びに第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同條第七項中「証明書」とあるのは「政令で定める書類」と、同條第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「第二項に規定する証明書」とあるのは「第十六条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替へるものとする。

第十七条を次のように改める。

(免税砂糖類の表示)

第十七条 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類を製造場から移出し、又は第十五条の二第一項若しくは第十六条の二第一項の承認を受けて砂糖類を保税地域から引き取りとする者は、政令で定めるところにより、当該砂糖類の包装に当該砂糖類が第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならぬ。

第十八条を次のように改める。

(製造場における特定用途免税) 第十八条 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五條第一項の規定の適用がある場合(第二十條第一項又は第二十一條第四項の規定に該当する場合を除く。)において、当該物品の製造者が当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。

一 れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二 育児食(乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。)

三 輸出用の菓子及び果物のかん詰その他政令で定める輸出品物

四 その他政令で定める物品

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該砂糖類

を消費した日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の消費に關する明細書(前項第三号に掲げる物品については、当該明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類)を添付しない場合には、適用しない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同條第三項中「同項に規定する政令で定める書類」とあるのは「第十八条第二項に規定する政令で定める書類」と、同條第四項中「第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは第十八條第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品を製造した場合において、当該物品を輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

4 税務署長は、取締り上必要があるとき、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品で政令で定めるものを製造した者が、当該物品で第三項において準用する第十五条第三項の規定にかかわらず、当該消費又は譲渡をした日(次項の規定による承認を受けた場合には、当該承認の日)の前日を当該期限の末日とみなす。

6 前項の場合において、契約の解除その他の理由により輸出できないことにつきやむを得ない事情があるため、前項に規定する者が同項の消費又は譲渡につき、政令で定める手続によりあらかじめ所轄税務署長の承認を受けたときは、その者が納付すべき砂糖消費税に係る国税通則法(昭和二十七年法律第 号)の規定による延滞税の額の計算の基礎となる期間は、当該承認があつた日から起算して十日を経過した日の翌日から起算するものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(保税地域における特定用途免税) 第十八条の二 前条第一項各号に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五條第二項本文又は第三項の規定の適用がある場合において、当該物品の製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地

の所轄税関長の承認を受けて当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類を原料として消費し前条第一項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して蔵置し、又は当該物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

3 税関長は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のために砂糖類の消費について第一項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類の提出を命じなければならない。

4 第十五条の二第三項の規定は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のために砂糖類の消費につき第一項の承認を与える場合について準用する。

5 第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者が第三項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する政令で定める書類を提出しなかつたときは、直ちに当該物

品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第八項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第十五条の二第八項の規定は、第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造し、当該物品を輸出する前に亡失した場合について準用する。この場合において、第十五条の二第八項中「税務署の税務署長」とあるのは、「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

7 第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品につき第三項の規定により指定された期限内に当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

8 前項に規定する者が同項に規定する物品を同項に規定する期限内にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡したときは、税関長は、その者から直ちに当該物品の原料として消費された砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第五項の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

第十九条に次の一項を加える。
2 前項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類については、第十条第一項の規定は、適用しない。

第二十条第一項中「次条第五項の承認を受けた」を「次条第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべき」に改め、同条第二項中「第九条」を「第九条の二」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第一項及び第二項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した者は、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に当該移出をした砂糖類の製造に関する明細書を添付しなければならない。

5 税務署長は、第一項又は第二項の承認を与える場合において、取締り上必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した砂糖類をそれぞれ他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第一項又は第二項の承認を受けて砂糖類を製造した者は、政令で定めるところにより、その製造した砂糖類の包装に当該砂糖類がこれらの項の承認を受けて製造したものである旨の表示をしなければならぬ。
第二十一条第一項中「月の翌月以降に徴収されるべき砂糖消費税

額」を「日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する提出期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額」に、「徴収された、又は徴収されるべき」を「納付された、又は納付されるべき」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同項第二号中「第十五条第一項本文」を「第十五条第一項に改め、同条第二項後段を削り、同項中「他の砂糖類」を「砂糖類の製造者が他の砂糖類」に、「当該移出に係る砂糖消費税額」を「その者が当該移出の日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額」に改め、「他の製造場からの移出」の下に「により納付された、若しくは納付されるべき」を加え、「又は徴収」を「若しくは徴収」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、「以下この項において「製糖税額」という」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、これらの項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるときは、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

第二十一条第四項中「前条第一項」を「砂糖類の製造者が前条第一項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 前各項の規定による控除若しくは還付又は免除を受けようとする者は、当該控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により砂糖類の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された砂糖類を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。
第二十一条に次の二項を加える。

7 前項の規定は、合併により砂糖類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅

額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

第二十一条第四項中「前条第一項」を「砂糖類の製造者が前条第一項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 前各項の規定による控除若しくは還付又は免除を受けようとする者は、当該控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により砂糖類の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された砂糖類を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。
第二十一条に次の二項を加える。

した法人」と読み替えるものと
する。

8 第三項の規定による還付金に
つき国税通則法の規定による還
付加算金を計算する場合には、
その計算の基礎となる期間は、
当該還付に係る申告書が次の各
号に掲げる申告書のいずれに該
当するかに応じ、当該各号に掲
げる期限又は日の翌日から起算
するものとする。

一 第十條第一項の規定による
申告書 当該申告書の提出期
限

二 第十條第二項の規定による
申告書 当該申告書の提出が
あつた日の属する月の末日

第二十二條第一項中「第十五條
第五項」を「第十五條第六項又は
第十五條の二第五項」に、「前條第
一項の承認を受けた」とを「前條第
一項の規定の適用を受けた」と改
めるべきに、「第九條」を「第
九條の三」に改め、同條第五項中
「申告し」を「届け出て」に改め、
同條に次の一項を加える。

7 第一項又は第二項の規定によ
る還付金については、国税通則
法の規定による還付加算金は、
附さない。

第二十三條第一項第一号中「第
十八條第一項」の下に「又は第十
八條の二第一項」を加える。

「第五章 納税の担保」を「第五
章 雑則」に改める。

第二十四條の見出しを「(保全担
保)」に改め、同條第一項を削り、
同條第二項中「前項に規定する場
合のほか、」を削り、「又は税務署

長」を、「税務署長又は税関長」に
改め、「製造者」の下に「又は砂糖
類を保税地域から引き取る者」を
加え、同項を同條第一項とし、同
條第三項を削り、同條第四項中
「又は税務署長を」、「税務署長又
は税関長」に、「第二項」を「前
項」に改め、同項を同條第二項と
し、同條第五項を削る。

第六章の章名を削り、第二十五
條から第二十八條までを次のよう
に改める。

第二十五條から第二十八條まで
削除

第二十九條第一項中「第十五條
第五項」を「第十五條第六項又は
第十五條の二第五項」に改める。

第三十條に次の二項を加える。

3 砂糖類の製造者について、相
続があつた場合において、当該
相続により砂糖類の製造業を承
継した相続人があるときは、当
該相続人は、その砂糖類の製造
場ごとに、当該相続があつた日
から一月以内に、その旨を書面
で当該砂糖類の製造場の所在地
の所轄税務署長に申告しなければ
ならない。この場合において、
当該期間内にその申告がされ
たときは、当該相続があつた日
において第一項の規定による
申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により砂
糖類の製造業を承継した法人が
ある場合において準用する。

この場合において、同項中「当
該相続人」とあるのは、「当該合
併後存続する法人又は当該合併に

より設立した法人」と読み替える
ものとする。

第三十一條中「承認を受けて同
項各号」を「規定に該当し若しく
は第十八條の二第一項の承認を受
けて第十八條第一項各号」に改め
る。

第三十二條中「の開始」、「(包括
受遺者を含む)」、「(包括遺贈者
を含む)」及び、「第二十條第四項
又は第三十條」を削る。

第三十四條第一項第一号中「承
認を受けて同項各号」を「規定に
該当し若しくは第十八條の二第一
項の承認を受けて第十八條第一項
各号」に改め、同條第三項中「第
十三條」を「から第十三條まで」に
改める。

第五章中第三十四條の次に次の
一條を加える。

(納税地)
第三十四條の二 砂糖消費税の納
税地は、製造場から移出された
砂糖類に係るものについては、
当該製造場の所在地とし、保税
地域から引き取られる砂糖類に
係るものについては、当該保税
地域の所在地とする。

「第七章 罰則」を「第六章 罰
則」に改める。

第三十五條第二項中「十倍」を
「三倍」に改め、同條第三項を削
る。

第三十六條第一項第一号中「又
は第二項」を削り、「申告を怠り、
又は偽つた者」を「申告書の提出
を怠つた者」に改め、同條第二号及
び第三号を次のように改める。

二 第十一條の規定による申告
書の提出を怠り、又は偽りの
申告書を提出した者

三 第十八條の二第七項本文の
規定に違反した者

第三十六條第一項中第四号及び
第五号を削り、第六号を第四号と
し、第七号から第十号までを二号
ずつ繰り上げ、同條第二項を削
る。

第三十七條第一号中「申告書」を
「書類」に改め、同條第二号及び第
三号を次のように改める。

二 第十七條又は第二十條第六
項の規定に違反した者

三 第十八條の二第二項の規定
により命ぜられた書類の提出
を怠り、又は偽りの書類を提
出した者

第三十七條中第四号を削り、第
五号を第四号とし、第六号から第
九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八條を次のように改め
る。

第三十八條 削除

者とする場合の刑事訴訟に關す
る法律の規定を準用する。

(揮発油税法の一部改正)
第九條 揮発油税法(昭和三十三年
法律第五十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條-第七條)

第二章 課税標準及び税率(第
八條-第九條)

第三章 申告及び納付等(第十
條-第十三條)

第四章 免税及び税額控除等
(第十四條-第十七條)

第五章 雑則(第十八條-第二
十六條の二)

第六章 罰則(第二十七條-第
三十一條)

附則
第三條中「の數量に應じ」を「に
つき」に改める。

第四條中「及び第二号、第十七
條第三項各号列記以外の部分並び
に」を、「第十四條の二第一項第一
号及び」に改める。

す。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る揮発油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお揮発油の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該揮発油がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

6 関税法第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された揮発油が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、第二項の規定を適用する。

第七条の見出し中「製造者等」を「製造者」に改め、同条第一項中「この法律」の下に「(第十条、第十二条、第二十三条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)」を加え、同条第二項を削る。「第三章 徴収」を「第三章 申告及び納付等」に改める。第十条から第十二条までを次のように改める。(移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告)

第十条 揮発油の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した揮発油の数量
二 第十四条、第十五条若しくは第十六条又は他の法律の規定による揮発油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする数量
三 第一号の数量から前号の数量を控除した数量
四 前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量
五 第三号の数量から前号の数量を控除した数量(以下「課税標準数量」といふ。)

六 課税標準数量に対する揮発油税額
七 第十七条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額(前号に掲げる揮発油税額のうち、既に確定したものを含む。)

八 第六号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮発油税額(以下「納付すべき税額」といふ。)

九 第六号に掲げる揮発油税額から第七号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

第十 第十七条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて揮発油税を免除された揮発油については、適用しない。
(引取りに係る揮発油についての課税標準の申告)
第十一条 揮発油を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る揮発油に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。
(移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付)
第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した揮発油の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する揮発油税を、国に納付しなければならない。
第十二条の次に次の一条を加える。
(引取りに係る揮発油についての揮発油税の徴収等)
第十二条の二 保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。
第十三条を次のように改める。
(納期限の延長)
第十三条 揮発油の製造者が、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。
2 揮発油を保税地域から引き取りようとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合

定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該揮発油に係る揮発油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。
「第四章 免税、税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改める。
第十四条を次のように改める。
(未納税移出)
第十四条 揮発油の製造者が次の各号に掲げる揮発油をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。
一 揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油 当該揮発油を原料とする揮発油の製造場
二 輸出入業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者)で常時物品の輸出行を行なうものをいう。が輸出するための揮発油 当該揮発油の蔵置場
三 政令で定める目的に充てるための揮発油 政令で定める場所
四 前三号に掲げる揮発油以外の揮発油で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該揮発油を他の場所へ移出すること及び当該

他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの。当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する揮発油(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日から十日以内に、当該揮発油の移入の目的(当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由)、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長(当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)に提出しなければならない。

8 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該揮発油を

他の揮発油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。第十四条の次に次の一条を加える。
(未納税引取)
第十四条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる揮発油を保税地域から当該各号に掲げる場所に取り取りとする場合において、当該引取りをする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油。当該揮発油を原料とする揮発油の製造場
二 揮発油を引き取りとする者が政令で定める目的に充てるための揮発油。政令で定めるところ
三 揮発油の製造者が保税地域に該当する揮発油の製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、他の場所へ引き取る前二号に掲げる揮発油以外の揮発油。当該他の場所
税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対して、相当の期限を指定して、当該揮発油が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長(当該場所が保税地域

に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第十八条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

8 第一項の承認を受けて引き取つた揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該揮発油の移出に関する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

第十五条の次に次の一条を加へる。

(引取りに係る揮発油の輸出免

第十五条の二 揮発油を輸出する

目的で保税地域から引き取り

とする者が政令で定める

取らうとする者が政令で定める

手続によりその保税地域の所在

地の所轄税関長の承認を受けた

ときは、当該引取りに係る揮発

油税を免除する。ただし、第三

項において準用する第十四条の

二第七項の規定の適用がある場

合には、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与え

る場合には、その承認の申請者

に対し、相当の期限を指定し

て、当該揮発油が輸出されたこ

とを証する書類として政令で定

める書類を提出すべきことを命

じなければならぬ。

3 第十四条の二第三項、第七項

(移出に係る揮発油の免税) 第十六条 揮発油の製造者が揮発油のうち燈油に該当するものをその製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。 2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に前項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものが移出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。 3 第一項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものの規格については、政令で定める。 第十六条の次に次の一条を加へる。

(引取りに係る燈油の免税) 第十六条の二 揮発油のうち燈油に該当するものを保税地域から引き取りとする場合において、当該引き取りとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。 2 第一項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものの規格については、政令で定める。 第十七条を次のように改める。(もどし入れの場合の揮発油税の免除等) 第十七条 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該

該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合は、政令で定めるところにより、当該製造者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下同項において同じ。)に記載した同条第一項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第八項において同じ。)に相当する金額を控除する。 一 当該揮発油が当該移出後使用されたものである場合 二 当該揮発油のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十四条第一項の適用があつた場合 2 揮発油の製造者が他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油(当該移出又は引取り後使用されたものを除く。)を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、その者が当該

移出の日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に記載した同条第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第八項において同じ。)に相当する金額を控除する。 3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けらるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同条第九号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。 4 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油(当該移出後使用されたものを除く。)を、その製造を廃止した後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。 5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならぬ。 6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。 7 前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合において準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をそのもどし入れ、又は移入した保税地域に該当する揮発油の製造場からさら引取り取るときは、政令で定めるところにより、当該引取りにより徴収される揮発油税額から、当該揮発油につき、当該各号に規定する揮発油の製造場からの移出により納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額に相当する金額を控除する。

9 前項の規定による控除を受けようとする者は、当該もどし入れ又は移入に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を、当該もどし入れ又は移入に係る保税地域に該当する揮発油の製造場の所在地の所轄税関長に提出して、その確認を受けなければならない。

10 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第 号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第十條第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 第十條第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

「第五章 納税の担保」を「第五章 雑則」に改める。

第十八條の見出しを「(保全担保)」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長」を「税務署長又は税関長」に改め、「製造者」の下に「又は揮発油を保税地域から引取り取る者」を加え、同項を同條第一項とし、同條第三項を削り、同條第四項中「又は税務署長」を「税務署長又は税関長」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を削る。

第六章の章名を削り、第十九條から第二十二條までを次のように改める。

第十九條から第二十二條まで 削除

第二十三條第一項中「次項」を「この條」に改め、同條に次の二項を加える。

3 揮発油の製造者について相続があつた場合において、当該相続により揮発油の製造業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その揮発油の製造場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面であつた日において、その旨を書面であつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

第二十五條中「の開始」、「(包括受遺者を含む)」、「(包括遺贈者を含む)」及び「又は第二十三條」を削る。

第二十六條第三項中、「第十條及び第十二條」及び第十條から第十二條の二まで」に改める。

第五章中第二十六條の次に次の一條を加える。

(納税地)

第二十六條の二 揮発油税の納税地は、製造場から移出された揮発油に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引取り取られる揮発油に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第七章 罰則」を「第六章 罰則」に改める。

第二十七條第一項第二号中「第十七條第四項」を「第十七條第三項及び第四項」に改め、同條第三項中「十倍」を「三倍」に改め、同條第三項を削る。

第二十八條第一項各号を次のように改め、同條第二項を削る。

一 第十條第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十一條の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第二十九條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同條に第一号として次のように加える。

一 第十四條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの管理人を含む)」を加え、同條に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

(地方道路税法の一部改正)

第十條 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第七條第一項又は第十四條第五項」を「第七條、第十四條第六項又は第十四條の二第五項」に、「第七條第二項又は第十四條第五項」を「第五條第五項、第十四條第六項又は第十四條の二第五項」に、「換価される揮発油とする」を「換価される揮発油とする」に改め、同條第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とする」に、「の數量に應じ」を「につき」に改め、同條第二項中「の數量に應じ」を「につき」に改め、同條第三項中「第十四條第一項」を「第十四條第一項又は第十五條第一項」に、「第十五條第一項」を「第十五條第一項若しくは揮発油税法第十四條の二第一項本文」に、「若しくは第十五條の二第一項本文」に改め、同條第四項中「第十四條第六項、第十五條第四項又は第二十八條第二項」を「第十四條の二第七項又は第十五條の二第三項」に改め、「移出し、又は」を削る。

第六條中「第十六條第一項」の下に「又は第十六條の二第一項」を加え、「燈油に該当する揮発油」を「揮発油のうち燈油に該当するもの」に改める。

第七條の見出しを「(申告及び納付等)」に改め、同條第一項中「地方道路税は、」の下に「揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は」を加える。

第八条の見出し中「及び処分」を削り、同条第二項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条に改め、同条第三項中「第十八条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで」を「第十八条第二項」に、「前二項」を「前項」に改める。

第九條第一項中「第十七條第一項から第三項まで又は第四項」を「第十七條第一項から第四項まで又は第八項」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 揮発油税法第十七條第五項、第九項及び第十項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

(延滞税)

第十條 国税通則法(昭和三十七年法律第 号)の規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百六十一分の四十に相当する金額及び二百六十一分の二百二十一に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方道路税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 第七條第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一條 前條第一項の規定は、国税通則法の規定により地方道路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第七條第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

第十二條第二項中「過誤納に係る国税及び」を「国税通則法第五十六條に規定する還付金等及び過誤納に係る」に、「国税徴収法第六十四條」を「国税通則法」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三條第一項中「国税徴収法第六十四條」を「国税通則法」に、「還付加算金」の下に、「第九條及び揮発油税法第十七條の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は」を加え、「同條の規定にかかわらず」を削り、「これらの」の下に「還付に係る金額の合算額又は」を加え、「同條」を「同法」に、「とみなす」とするに改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六條に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するとき

は、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第十四條の二第三項中「第五條第一項又は第二項」を「第五條第一項若しくは第二項又は第七條」に改める。

第十五條第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第十七條中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(トランプ類税法の一部改正)

第十三條 トランプ類税法(昭和三十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む」を削り、同条第二項を削る。

第十四條 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む」を削り、同条第二項を削る。

第十九條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正

第十一條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「以下「酒税法等」という。」の下に、「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)」を加える。

4 第一項に規定する書面は、国税通則法に規定する賦課決定書とみなす。

第五條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五條第三項(引取りとみなす場合)、物品税法第六條第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五條第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第九條を削る。

第九條の二に次の一項を加え、同条を第九條とする。

2 前項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

3 前二項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

第十一條第一項中「前二條」を「第九條又は第十條」に改め、同條第二項中「十倍」を「三倍」に改める。

第十二條中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を加え、同條に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(取引所税法の一部改正)

第十二條 取引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第八條第四項を削る。

第十條第三項中「国税徴収法ニ依り」を「政府ハ」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條ノ二 取引所特別税ノ納税地ハ当該取引所ノ所在地トス

取引税ノ納税地ハ当該取引員又ハ會員ガ当該売買取引ヲ為シタル又ハ為スベキ取引所ノ所在地トス

第十五條第一項中「脱税高五倍ニ相当スル」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ」に改め、同條第三項を削る。

第十六條中「脱税高五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ罰金ニ処ス」に、「税金二十円」を「脱税高ノ三倍相当額千円」に、「百元」を「千円」に改める。

第十七條第一項及び第十七條ノ二第一項中「税金五倍ニ相当スル」を「税金ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「税金ノ三倍相当額千円」に、「百元」を「千円」に改める。

第十八條中「脱税高五倍ニ相当スル」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「脱税高ノ三倍相当額千円」に、「百元」を「千円」に改める。

第十九條ノ二中「若ハ脱税高五倍ヲ超テ十倍以下ニ相当スル罰金」を削り、「懲役及」の下に「各本条ノ」を加える。

第二十條を削り、第二十一條中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を加え、同條に次の一項を加え、同條を第二十條とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノノ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

(登録税法の一部改正)

第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「徴収スル」を「納ムル」に改める。

第十七條ノ二第二項中「直ニ」を削る。

第十九條ノ七中「国税徴収法第六十七條第一項」を「国税通則法第七十九條第一項」に、「審査ノ請求」を「審査請求」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三中「国税徴収法第六十四條」を「国税通則法第五十八條」に改める。

第十四條ノ二第二項中「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を削り、同條第二項を削る。

(関税法の一部改正)

第十五條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「国税徴収法第六十條第一項、第二項及び第四項」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第五十二條」に改め、同項後段を削る。

第十二條の見出しを「(延滞税)」に改め、同條第一項中「三銭」を「二銭」に、「利子税額」を「延滞税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第三十七條(督促)に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の延滞税の額は、その未納に係る関税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

第十二條第二項及び第三項中「利子税額」を「延滞税の額の」に改め、同條第四項中「利子税額」を「延滞税の額」に改め、同條第五項中「利子税額」を「延滞税」に改める。

第十三條第一項中「三銭」を「二銭」に改める。

(とん税法の一部改正)

第十六條 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條(国税通則法の準用)

第十條 国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第六十條及び第六十二條の規定は、前條及び第十二條第三項の規定によりとん税の徴収をする場合において、指定された納期日までにとん税が完納されないとときに準用する。

(特別とん税法の一部改正)

第十七條 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及び第十一條」を、「第十條(国税通則法の準用)及び第十一條」に改める。

第八條第一項を次のように改める。

とん税法第十條(国税通則法の準用)(第六條において準用する場合を含む)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第六十條の規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞税を徴収すべき場合においては、徴収すべきとん税額及び特別とん税額の合算額について、同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれとん税に係る延滞税の額及び特別とん税に係る延滞税の額とする。

第八條第二項中「延滞加算税額」を「延滞税」に改め、同條第三項中「国税徴収法第六十二條第一項前段」を「国税通則法第五十七條第一項前段」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第十八條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「課税に関する申告、申請及び請求に関する特例若しくはその」を削る。

第二條第一項中「同法第五十六條第一項から第三項まで又は第五十七條第一項から第三項までの規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告

加算税及び重加算税の額」に改める。

第三條第二項中「同法第一條第一項に規定する」を削り、「及び家財」を「又は家財」に、「八十万円」を「百二十万円」に改め、同條第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同條第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

所得税法第四十二條第一項又は第二項に規定する報酬又は料金の支払を受ける者で、災害により住宅又は家財について甚大な被害を受け、かつ、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が百二十万円以下であるものに対しては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以後のその年分の当該報酬又は料金につきこれらの規定による徴収を猶予することができる。

給与、報酬又は料金で命令で定めるものの支払を受ける者が災害により被害を受けた場合において、当該災害のあつた日の属する年又はその翌年以後三年以内の各年において、当該災害のあつた日の現況により当該災害による所得税法第十一條の四に規定する雑損失の金額(当該災害以外の理由による雑損失の金額がある場合には、その金額を含む。以下この項において同じ。)があるものと見積られ、又はその雑損失の金額で同法第九

條の四第三項の規定による控除を受けることができるものがあるときは、政府は、命令の定めるところにより、その者のその年又はその翌年以後三年以内の各年において支払を受ける当該給与、報酬又は料金につき、同法第十一條の四又は第九條の四第三項の規定の適用に關し必要な限度において、同法第三十八條第一項若しくは第五項又は第四十二條第一項若しくは第二項の規定による徴収を猶予することができる。

第四條中「同法第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額を」延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に改める。

第七條第一項中「利子税額及び延滞加算税額を」延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額に改め、同條第二項中「第三十條第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七條第一項、」を「第十七條第一項若しくは第四項、」に、「第十七條第一項の」を「第十七條第一項又は第四項の」に改め、「第十八條第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同條第四項中「第四項」を「第三項」に改める。

第八條から第十條までを削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中(第八十九條・第九十條)を(第八十九條・第九十條)に改める。

第一條中「徴収若しくは資産の再評価を」若しくは徴収に、「資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)を」国税通則法(昭和三十七年法律第 号)に改める。

第二條第一項第二号中「法人をいい、それぞれ代表者又は管理人の定めのある法人でない社団又は財団で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。」を「法人をいう。」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 修正申告書 国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書をいう。

十 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項に規定する更正の請求をいう。

第二條第二項第六号中「同法第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 期限後申告書 国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書をいう。

九 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項に規定する更正の請求をいう。

第三條第二項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章において同じ。」を削る。

第二十三條第一項中「所得税法第二十七條第六項の規定にかかわらずを削る。

第三十條第一項中「第三項並びに第十條の五第一項」を「第四項並びに第十條の五第三項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第三十三條の二第一項中「当該各号」をそれぞれ、当該各号に、「それぞれ四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同條第二項中所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう。」に改め、同項後段を削り、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する

る場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十三條の二第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第七号に規定する確定申告書等」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十六條第二項及び第三項中「四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同條第四項中「所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう。」に改め、同條に次の一項を加える。

5 第三十三條の二第三項の規定は、第二項又は第三項の規定に

る場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

よる修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六條第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第二項」とあるのは「第三十六條第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の四第四項中「規定に該当することにより納付すべきこととなつた所得税額」を「規定により提出する修正申告書及びその者に対する前項において準用する同条第四項の更正」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十三條の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の四第一項又は第二項において準用する第三十六條第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第二項」とあるのは「第三十八條の四第一項又は第二項において準用する同条第三十六條第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の七第一項及び第三項中「四月以内」を「四月以内」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加へ、同条第五項中「又は前項」を「及び前項」に、「規定による更正により納付すべきこととなつた所得税額」を「更正」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十三條の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の七第一項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第二項」とあるのは「第三十八條の七第一項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の八第四項中「四月以内」を「四月以内」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加へ、同条第五項中「所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう」に改め、同条に次の一項を加へる。

第三十三條の二第三項の規定は、第四項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の八第四項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第二項」とあるのは「第三十八條の八第四項」と読み替へるものとする。

第四十條第四項中「所得税法第五十四條の規定の適用については、同条第一項第二号中「については、当該提出期限」とあるのは「に」について、租税特別措置法第四十條第一項後段の承認をしないことの決定の通知をした日」とする。を「国税通則法第六十條第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該承認をしないことの決定の通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。」に改める。

第四十一條の四第四項の表条項の欄中「第十五條の七」を「第十五條の八」に改め、同表読み替へられる規定の欄中「前五條」を「前六條」に、「者」を「勤労学生」に改め、同表読み替へる規定の欄中「前五條及び」を「第十五條の二から第十五條の五まで及び第十五條の七並びに」に、「者であるかどうか及び」を「勤労学生であるかどうか及び」に改め、

第四十一條の四第四項の表条項の欄中「第十五條の七」を「第十五條の八」に改め、同表読み替へられる規定の欄中「前五條」を「前六條」に、「者」を「勤労学生」に改め、同表読み替へる規定の欄中「前五條及び」を「第十五條の二から第十五條の五まで及び第十五條の七並びに」に、「者であるかどうか及び」を「勤労学生であるかどうか及び」に改め、

第四十四條 及び第八号	第十二号に規定する事項	第十二号に規定する事項、租税特別措置法第四十一條の四第一項に規定する事項
第四十八條 第一項	規定する事項	規定する事項

を削る。

第四十一條の七第一項中「利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第四十一條の七第一項中「利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第五十六條の二第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、前条第一項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分又は同条第二項に規定する解散の日を含む事業年度分若しくは同項に規定する合併法人の同項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八條から第二十一条までの規定による申告書の提

出期限までに、更正の請求」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七條第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八條から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、更正の請求」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十五條第四項、第六十五條の七第三項及び第六十六條の二第四項中「同法第二十三條の規定に

よる申告書」を「期限後申告書」に改める。

第七十條第一項中「相統税法第三十一條の規定により修正申告書を提出し」を「国税通則法第九條第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第二項中「同法第三十條の規定により申告書を提出し」を「国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第三項中「相統税法第三十五條の規定により課税価格及び相統税額を更正し、又は決定する」を「これらの申告書を記載すべきであつた課税価格、相統税額その他の事項につき国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正又は同法第二十五條の規定による決定を行なう」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めることによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第七十条に次の一項を加える。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及

び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第八十九条を次のように改め

（製造場において石油化学原料として消費される揮発油の免稅）

第八十九条 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五十一条又は地方道路税法第五十一条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書（地方道路税法第七條第一項の規定によるものを含む、揮発油税法第十條第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下第九十條第二項において同じ。）に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項の規定に該当する製造者に対し、同項に規定する製品の原料として消費する揮発油及びこれを原

料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と區別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができ、

第八十九条の次に次の一條を加える。

（保税地域において石油化学原料として消費される揮発油の免稅）

第八十九条の二 前條第一項に掲げる製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條第二項又は地方道路税法第五條第二項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 税関長は、前項の承認を与え

る場合において、取締り上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と區別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ、

第九十條を次のように改める。

（移出に係る揮発油の特定用途免稅）

第九十條 揮発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、昭和三十八年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用

二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるところのもの

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 揮発油税法第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 揮発油税法第十四條第七項、第二十四條及び第二十六條並びに地方道路税法第十四條の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者につ

いて、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第十四條第七項中「に掲げる場所」とあるのは「用途に供する場所」と、「移入の目的」が当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由」とあるのは「用途、規格」と、同法第二十四條及び第二十六條並びに地方道路税法第十四條の二中「揮発油の製造者又は販売業者」とあるのは「租税特別措置法第九十條第一項各号の用途に供する揮発油を移入した者」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者が当該揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出と、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十條第一項に規定する申告書（地方道路税法第七條第一項の規定によるものを含む。）は、揮発油税法第十條第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、当該揮発油税及び地方道路税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければなら

第九十条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取り取り扱う場合において、当該引き取り取り扱う者が政令で定める手続により、昭和三十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた当該揮発油を引き取り取り扱うときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 揮発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同条第七項の規定は、前項の承認を受けて引き取つた揮発油で、政令で定めるところにより、税関長が指定した期限内に前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(日本国のアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二〇〇条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「含む。」の下に「以下次項において同じ。」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する物品又は揮発油が第九條第一項各号又は前條第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長又は税関長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該物品又は揮発油についての第九條第一項又は前條第一項の規定による免除に係る物品税額又は揮発油税額及び地方道路税額に相当する物品税又は揮発油税及び地方道路税を直ちに徴収する。この場合において、当該物品税又は揮発油税及び地方道路税の納税地は、当該譲受けが

あつた時(前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該物品又は揮発油の所在地とする。

3 第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第五項中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。)」を加え、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第五條第一項中「その譲受を」を「その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該製造者に改め、同条第二項中「第十二條第一項」を「第三條」に改める。

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、これらの所得に対し所得税を課せず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

第二十三條 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)」を削る。

第二十四條 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)」を削る。

第二十五條 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條第一項及び第三項中「徴収の猶予」を「納税の猶予」に改める。

目次

第三章 納税義務
第一節 納税義務の承継(第二十七條、第二十九條)
第二節 連帯納税義務(第三十條、第三十一條)
第三節 第二次納税義務(第三十二條、第三十九條)
第四節 人格のない社団等の納税義務(第四十條、第四十一條)
第四章 納税の請求
第一節 納税の告知(第四十二條、第四十四條)
第二節 督促(第四十五條、第四十六條)

昭和三十七年四月二日 参議院會議録第十六号 国税通則法案外一件

「第六條」を「第三章 第二次納税義務(第二十七條—第四十一條)」に、

「第七條」を「第四章 削除」に、

「第八條」を「第六條 納税の猶予及び担保」

「第九條」を「第六條 徴収猶予(第四百八條—第五百二十二條)」

「第十條」を「第六條 滞納処分(第五百三條—第五百四條)」

「第十一條」を「第六條 納税の猶予に伴う利息(第五百五條—第五百五九條)」

「第十二條」を「第六條 納税の猶予に伴う担保(第五百六條—第五百六九條)」

「第十三條」を「第六條 保全担保及び保全差押(第五百七條—第五百七九條)」

「第十四條」を「第六條 滞納処分(第六十條—第六十六條)」

「第十五條」を「第六條 滞納処分(第六十七條—第七十三條)」

「第十六條」を「第六條 滞納処分(第七十四條—第七十五條)」

「第十七條」を「第六條 滞納処分(第七十六條—第七十七條)」

「第十八條」を「第六條 滞納処分(第七十八條—第七十九條)」

「第十九條」を「第六條 滞納処分(第八十條—第八十一條)」

「第二十條」を「第六條 滞納処分(第八十二條—第八十三條)」

「第二十一條」を「第六條 滞納処分(第八十四條—第八十五條)」

「第二十二條」を「第六條 滞納処分(第八十六條—第八十七條)」

「第二十三條」を「第六條 滞納処分(第八十八條—第八十九條)」

「第六條」

「第七條」

「第八條」

「第九條」

「第十條」

「第十一條」

「第十二條」

「第十三條」

「第十四條」

「第十五條」

「第十六條」

「第十七條」

「第十八條」

「第十九條」

「第二十條」

「第二十一條」

「第二十二條」

「第二十三條」

「第二十四條」

「第二十五條」

「第二十六條」

「第二十七條」

「第二十八條」

「第二十九條」

「第三十條」

「第三十一條」

「第三十二條」

「第三十三條」

「第三十四條」

「第三十五條」

「第三十六條」

「第三十七條」

付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

イ 国税通則法第三十五條第三項(期限後申告等による納付)の規定による納期限

ロ 国税通則法第三十六條第三項(納税の告知)に規定する納期限

ハ 国税通則法第三十八條第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限

ニ 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納、国税通則法第四十七條第一項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限

第二條第十一号中「又は」を「その他に、」事務につきその委任を受けた」を「事務に従事する」に改める。

第三條 次のように改める。

第三條 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社團等」という)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第三條から第七條までを次のように改める。

第三條から第七條までを削除

第十一條の見出し中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条中

「第四十四條(強制換償の場合の内国消費税の徴収)の規定により徴収する国税」を「国税通則法第三十九條(強制換償の場合の消費税の徴収の特例)の規定により徴収する消費税(その滞納処分費を含む)」に改める。

第十五條第一項中「附帯税額」を「附帯税」に改め、同項第一号中「納税告知書を発した日(所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税)」を「更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日(申告納税方式による国税)に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法定納期限前に国税通則法第三十八條第一項(繰上請求)の規定による請求(以下「繰上請求」という)がされた国税

三 当該請求に係る期限

第十五條第一項第三号中「予定納税及び予定申告に係る」を「予定申告に係る」に改め、同項第四号中「昭和二十五年法律第七十三号」を削り、「第三十五條第五項」を「第三十五條第二項」に、「確定した相続税」を「納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税」に、「納税告知書」を「決定通知書」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 国税通則法第十五條第三項第二号から第四号まで(源泉徴収等による国税等)に掲げる国税(同項第二号及び第三号に掲げるものについては、法定納期限以前に納付されたものを除く)その納税告知

知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)

五の三 国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税

修正申告があつた日又はその更正に係る更正通知書を発した日

第十五條第一項第六号中「第五十九條第三項(保全差押の金額の通知)の下に(国税通則法第三十八條第四項(繰上保全差押)において準用する場合を含む)」を加え、同項第七号中「相続のあつた」を「相続(包括遺贈を含む。以下同じ)があつた」に改め、「確定したものの下に(国税通則法第十五條第三項第二号から第四号までに掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したものを除く。以下次号において同じ)」を加え、「その相続(包括遺贈を含む。以下同じ)」を「その相続」に改め、同項第九号中「(第六十條第四項(保証人からの徴収)において準用する場合を含む。以下同じ)」を「(保証人)に対する納付通知」に改める。

第十九條第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 立木の先取特権に関する法律(明治四十三年法律第五十六号)第一項(立木の先取特権)の先取特権

知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)

五の三 国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税

修正申告があつた日又はその更正に係る更正通知書を発した日

第十五條第一項第六号中「第五十九條第三項(保全差押の金額の通知)の下に(国税通則法第三十八條第四項(繰上保全差押)において準用する場合を含む)」を加え、同項第七号中「相続のあつた」を「相続(包括遺贈を含む。以下同じ)があつた」に改め、「確定したものの下に(国税通則法第十五條第三項第二号から第四号までに掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したものを除く。以下次号において同じ)」を加え、「その相続(包括遺贈を含む。以下同じ)」を「その相続」に改め、同項第九号中「(第六十條第四項(保証人からの徴収)において準用する場合を含む。以下同じ)」を「(保証人)に対する納付通知」に改める。

第十九條第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 立木の先取特権に関する法律(明治四十三年法律第五十六号)第一項(立木の先取特権)の先取特権

知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)

五の三 国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税

修正申告があつた日又はその更正に係る更正通知書を発した日

第十九条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第三号から第五号まで(同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものを除く。)」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第二十三条第一項中「その滞納処分による差押の効力は、失われぬ」を「その仮登記の権利者は、その仮登記に係る滞納処分につき、その仮登記に係る権利を主張することができない。」に改め、同条第三項中「再調査の請求若しくは審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第二十四条第二項中「居所」の下に「事務所及び事業所を含む。以下同じ。」を加え、同条第三項中「第六項まで(第二次納税義務の通則)」を「第五項まで(第二次納税義務の通則)及び第九十条第三項(換価の制限)」に改める。

第二十六条第一号中「又は第十一条」を「若しくは第十条」に、「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三章 納税義務を「第三章 第二次納税義務」に改める。

第一節 納税義務の承継及び「第二節 連帯納税義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のように改める。

第二十七条から第三十一条までを削除

第三十二条第二項中「第四十三条(繰上徴収)の規定により徴収する」を「国税通則法第三十八条第一項及び第二項(繰上請求)の規定による請求をする」に、「その期限後二十日以内に納付催告書を発して」を「納付催告書によりその納付を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

第三十二条第三項中「第四十三条を」を「国税通則法第三十八条第一項及び第二項並びに同法第四章第一節(納税の猶予)」に改め、同条第四項中「財産の換価は」の下に「その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「この節」を「この章」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十五条第一項中「昭和二十二年法律第二十八号」を削り、「法定納期限」の下に「(国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分等については、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日。以下この章において同じ。)」を加える。

第三十六条第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「(これに類する法人を含む。)」を加える。

第四節 人格のない社団等の納税義務を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条の見出しを「(人格のない社団等に係る第二次納税義務)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「人格のない社団等」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下人格のない社団等という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条までを削除

第四十七条第一項第一号中「督促を受け、」の下に「その督促に係る国税を加え、」その督促に係る国税(延滞加算税額を含む。)を削り、同項第二号を次のように改める。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

第四十七條第二項中「第四十三条第一項各号(繰上徴収)」を「国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求)」に改め、同条第三項中「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」を、「納付催告書」に改める。

第四十九條中「滞納者」の下に「讓渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条(差押禁止財産)を除き、以下同じ。)」を加える。

第五十条第四項中「第三十二条第四項又は第五項(第二次納税義務者の財産の換価の制限)その他の」を削り、同条第五項中「第四百九十九條第一項(徴収猶予の効果)その他の法律」を「国税に関する法律」に改める。

第五十三条(見出しを含む)中「付されを」を「附され」に改める。

第六十四条中「質権の設定者」を「質権が設定されている財産」に改める。

第六十六条中「給料、年金その他これらに類する債権で継続的に取入することができるもの」を「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」に改める。

第六十七條第四項中「第百五十七條第一項から第三項まで」を「国税通則法第五十五条第一項から第三項まで」に改める。

第七十条第三項中「税務署長」を「徴収職員」に改める。

第七十二条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 特許権、実用新案権その他の権利でその処分につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押えの登記がされた時に生ずる。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登記を要するもの」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えについて準用する。

第七十五条第一項第一号中「寝具」の下に「家具」を加える。

第七十八條中「第七十五条」の下に「第一項」を加える。

第七十九條第一項第一号及び第二項第一号中「賦課を」を「更正」に改める。

第八十条第四項第一号中「賦課」を「更正」に改め、同条第五項中「第七十三條第四項」を「第七十三條第五項」に改める。

第八十四條第一項中「賦課」を「更正」に改める。

第八十七條第一項中「二以上の参加差押」を「前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差

押」に改め、「先にされたもの」の下に「とする。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「不動産の下に」(「次号に掲げる財産を除く。」)を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 賦業権 参加差押の登録がされた時

第九十条に次の一項を加える。

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟に係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項(担保の処分)の告知、同条第三項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときについても、また同様とする。

第九十二条中「国税の賦課又は徴収に関する」を「国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する」に改める。

第九十九条第一項第二号中「公売の日の前日」の下に「(当該財産につき第九十五条第一項ただし書(公売公告)に該当する事実があるとき)」を加え、同条第三号中「(公売公告の方法)」を削る。

第一百零四条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入札等の価額の全部が見積額に達しないことその他の

理由により最高値申込者を選めることができなかつた場合において、入札者等の納付した公売保証金があるとき。

第一百零六条第二項中「無体財産権等」を「電話加入権以外の無体財産権等」に改める。

第一百零一条中「又は有価証券」を「有価証券又は電話加入権」に改める。

第一百零四条中「第六百六十六条第三項ただし書(再調査の請求がされた場合の処分の停止)」(第六百六十七条第四項(審査の請求についての準用規定))において準用する場合を含む。若しくは第六百七十一条第三項本文(再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止)の規定又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第十條第二項(執行停止命令)の規定による命令により滞納処分の執行を停止した」を「国税通則法第八十四条第一項ただし書(不服申立てがあつた場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき滞納処分の執行の停止があつた」に改める。

第一百二十二条第二項中「第七十三條第四項」を「第七十三條第五項」に改める。

第一百二十九条第五項中「附帯税額」を「附帯税」に、「利子税額又は延滞加算税額」を「延滞税又は利子税」に改める。

第一百三十三條第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項第一号中「行政機関等の申出」を

「行政機関等からの通知」に改める。

「第六章 納税の猶予及び担保」を「第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等」に改める。

「第一節 徴収猶予」を「第一節 換価の猶予」に改める。

「第四十八條から第五十條まで」を「第四十八條から第五十條まで」に改める。

「第五十一條第一項中」(「第四十八條第一項(災害等による徴収の猶予)の規定に該当する場合を除く。」)を削り、「納付すべき国税」の下に「(国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予)の規定の適用を受けているものを除く。」)を加え、同条第三項を削る。

「第五十二條を次のように改める。」

「(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」

「第五十二條 国税通則法第四十六条第四項から第七項まで(納税猶予の場合の分割納付等)、第四十七條第一項(納税の猶予の通知等)、第四十八條第三項及び第四項(果実等による徴収)並びに同法第四十九條第一項及び第三項(納税の猶予の取消し)の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六條第七項中「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替へるものとする。」

「第三節 納税の猶予に伴う利子税額等の減免」及び「第四節 納税の猶予に伴う担保」を削る。

「第五十五條から第五十七條まで」を「第五十五條から第五十七條まで」に改める。

「第五十八條から第五十七條まで」を削る。

「第五節 保全担保及び保全差押」を「第三節 保全担保及び保全差押」に改める。

「第五十八條第一項中」(「内国消費税又は入場税」を「消費税」に、「これらの国税」を「その国税」に、「第五十六條第一項各号(徴収猶予の担保)」を「国税通則法第五十条各号(担保の種類)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「同項に規定する国税」及び「その国税」を「当該国税」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項後段の場合においては、その嘱托に係る書面には、第三項の書面が同項の納税者に到達したことを証する書面を添付しなければならない。この場合において、不動産登記法第三十一条第一項(登記嘱托書の添付書類等)に規定する登記義務者の承諾書は、添付することを要しない。

「第五十八條第六項中」(「前項」を「第四項」に改める。

「第五十九條第一項中」(「確定をいう。」を「確定をいい、国税通則法第二條第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。」に、「確定する」

を「確定する」に、「決定し」を「決定する」ことができる。この場合において、徴収職員は」に改め、同条第二項中「差押」を「決定」に改め、同条第三項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定した」を「当該」に改め、同条第四項中「第五十六條第一項各号(徴収猶予等の担保)」に掲げるもの又は金銭」を「国税通則法第五十条各号(担保の種類)」に掲げるものに、「(税務署長)を「徴収職員」に改め、同条第五項各号(徴収職員)に、「次の各号の一に該当するときは、」を「第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押」の下に、「第三項に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同項第二号中「国税の納付すべき額が確定しない」を「国税につき納付すべき額の確定がない」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る国税につき納付すべき額の確定がないとき。

「第五十九條第六項中」(「税務署長」を「徴収職員」に、「差押を受けた者」を「差押を受けた者又は第四項若しくは前項第一号の担保を提供した者」に、「その差押の必要」を「その差押又は担保の徴収の必要」に、「その差押を」を「その差押又は担保を」に改め、同

条第七項中「第四項に規定する」を「第四項若しくは第五項第一号の」に、「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「国税の納付すべき額が確定していない」を「国税につき納付すべき額の確定がされていない」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「確定した」を「確定をした」に改め、同項を同条第十一項とする。

「第六節 担保の処分」を削る。
第百六十条を次のように改める。

第百六十条 削除
第七章を次のように改める。

第七章 削除
第百六十一条から第百六十五条までを次のように改める。

第百六十六条から第百七十条までを削る。
「第八章 再調査、審査及び訴訟」を第八章「不服審査及び訴訟の特例」に改める。

第百六十六条から第百七十条までを削る。
第百七十一条の見出し中「再調査の請求を」不服申立てに改め、同条第一項中「再調査の請求(第百六十六条第一項又は第二項(再調査の請求の期限)の規定により再調査の請求)を」異議申立て(国税通則法第七十六条第一項、第三項

又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て)に改め、同条第二項中「第百六十七条第一項(始審的審査の請求)の規定による審査の請求又は第百六十九条第一項第三号(訴の提起の特例)の規定による訴を」国税通則法第七十九条第一項又は第二項(始審的審査請求)の規定による審査請求又は同法第八十七条第一項第四号(訴えの提起の特例)の規定による訴えに、「第百六十六条第一項又は第二項(再調査の請求の期限)の規定により再調査の請求」を「国税通則法第七十六条第一項、第三項又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て」に、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項」を「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第 号)第十四条第一項又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百七十二条中「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求を」を「その不服申立て」に改める。
第百七十三条第一項中「公充等に関する再調査の請求等」を「公充等に関する不服申立て」に、「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求を」を「その不服申立て」に改め、同項第一号中「請求」を「不服申立て」に改め、同項第二号中「その他の場合」で、「その請求に係る処分」を「その他その不服申立てに係る処分」を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その不服

申立てをした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分」に改め、同条第二項中「請求の棄却の決定」を「不服申立てについての棄却の決定又は裁判」に、「請求を」を「不服申立て」に改める。
第百七十四条から第百八十一条までを次のように改める。
第百七十四条から第百八十一条までを削る。

第百八十二条の見出し中「徴収」を「滞納処分の執行」に改め、同条第一項を次のように改める。
税務署長又は国税局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は国税局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第百八十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「徴収の引継又は」を削り、同項を同条第三項とする。
第百八十三条の見出し中「徴収」を「滞納処分の執行」に改め、同条第一項を次のように改める。
税関長は、この法律の定めるところにより、その税関所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第百八十三条第二項中「前項の」を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第百八十四条及び第百八十五条を次のように改める。
(国税局長が徴収する場合の脱替規定)
第百八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十三条第二項(滞納処分の引継ぎ)の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とする。

第百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書(税関長による徴収)の規定により税関長が徴収する場合、同法第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十三条第二項(滞納処分の引継ぎ)の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とする。

第百八十六条中、「督促状」を削る。
(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)
第二十七条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第二号中「国税徴収法第百五十九条第一項の下に」、国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第三十八条第三項を加える。
(税理士法の一部改正)
第三十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。
第六条第一項中「国税徴収法の下に(これらの科目については、それぞれ国税通則法(昭和三十七年法律第 号)その他の法律に定める関係事項を含む)」を加える。

第三十一条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。
第三十五条第一項中「所得税法第四十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは第六項、法人税法第二十九条若しくは第三十一条若しくは相続税法第三十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又

第百八十六條中、「督促状」を削る。
(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)
第二十七條 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第八條第二号中「国税徴収法第百五十九條第一項の下に」、国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第三十八條第三項を加える。
(税理士法の一部改正)
第三十八條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。
第六條第一項中「国税徴収法の下に(これらの科目については、それぞれ国税通則法(昭和三十七年法律第 号)その他の法律に定める關係事項を含む)」を加える。

第三十一條第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。
第三十五條第一項中「所得税法第四十四條第一項(同條第五項において準用する場合を含む)若しくは第六項、法人税法第二十九條若しくは第三十一條若しくは相続税法第三十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又

昭和三十七年四月二日 參議院會議錄第十六号 国税通則法案外一件

昭和三十七年四月二日 参議院會議録第十六号 国税通則法案外一件

は法人税法第三十条の規定による決定を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「更正又は決定」を「更正」に改め、同条第二項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による審査の請求」を「所得税、法人税、相続税又は贈与税についての不服申立て」に、「当該審査の請求」を「当該不服申立て」に改め、同条第三項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定」を「これらの規定に規定する更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決」に改める。

〔所得税法の一部を改正する法律の一部改正〕
第二十九条 所得税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第一条第三項第三号」を「新法(国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第 号)の規定による改正後の新法をいう。以下同じ。第一条第三項第三号)に、「同条第九項を「同条第八項」に改める。
附則第七條中「及び第二十七條第七項から第十項まで」を、「第二十七條の二」に、「並びに第三十二條第三項(新法第三十四條第四項において準用する場合を含む。)、第四十七條第三項及び第四

十八條第一項(新法第二十七條第七項)を「及び第四十七條(新法第二十七條の二)に、「又は新法第二十七條の二に、「同項に規定する事由が生じたときは、同項」を「同条に規定する事由が生じたときは、同条」に、「含む」において準用する新法第二十七條第六項の規定による更正の請求は、同項」を含む。の規定による更正の請求は、新法第二十七條の二」に改める。

附則第八條中「第八項」を「第七項」に改める。
附則第十二條第五項中「所得で附則第四條第一項」を「所得に係る部分のうち附則第四條に、「に係る部分を除く。」を「以外のものに係る部分に限る。」に、「これらの所得」を「当該所得」に改める。

附則第十六條第一項中「更正の請求」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第二十三條第一項の規定による更正の請求」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七條において準用する新法第三十一條第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月一日」とする。

附則別表第一中

40	80	0	0
500	1,000	500	1,000
1,000	1,500	1,000	1,500

を
に改める。

附則別表第二中

40	80	0	0
500	1,000	500	1,000
1,000	1,500	1,000	1,500

を
に改める。

附則別表第三中

40	80	0	0
1,000	2,000	1,000	2,000
2,000	3,000	2,000	3,000

を
に改める。

この場合において、退職所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の退職特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職特別控除後の金額から控除した後の金額を退職所得の特別控除後の金額とみなすものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」に改める。

附則別表第四中

40	80	0	0
500	1,000	500	1,000
1,000	1,500	1,000	1,500

を
に改める。

「金額を当該税額とみなすものとし、」が、「額が、その求める税額である。」を「額をもつてその求める税額とする。」に改める。

第二章 その他の法令の一部改正

(アルコール専売法の一部改正)
第三十〇条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金額ノ徴収ニ関シテハ国税徴収法ヲ準用ス」を「金額ハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第三十一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の第三項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百六十四条」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第五十八条及び第九十二条」に改める。

第三十六条第一項中「六錢」を「四錢」に改める。
(大蔵省設置法の一部改正)

第三十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「審査の請求」について、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定する協議を「不服申立て」について、国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第八十三条第一項に規定する議決に改める。

第四十五条第二項中「審査の請求」について、所得税法その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規

定する協議を「不服申立てについで、国税通則法第八十三条第一項に規定する議決」に改める。
(同等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第三十三條 同等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国税」を「関税(関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。)」に改める。
第五条第一項中「国税若しくは」を「関税等若しくは」に改め、「国税又は」を削り、同条第二項中「国税又は」を削る。

第六条の見出し中「国税等」を「租税及び都道府県交付金等」に改め、同条中「政令で指定する国税(地方税)を「関税等、政令で指定する地方税」に改める。
第七条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 関税等以外の国税(その滞納処分費を含む)並びに当該国税に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む)。
(地方税法の一部改正)
第三十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二号中「第三十条の三」を「第三十条」に改める。
第二十三條第一項第四号中「同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ」としてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六條第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三十七條の三第三項中、「所得税法第五十四條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ」としてあわせて徴収される利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五條の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法第五十六條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七條第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六條第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を、並びに所得税

に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。
第五十三條第四項中「法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二條の規定によつて」を「法人税に係る」とし、「同法第三十三條の規定によつて徴収される」を「当該更正若しくは決定によつて納付すべき」に改め、同条第八項中「当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書」を「修正申告書」に、「同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合においては、当該更正又は決定により徴収すべき」を「更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る」に改める。

第五十五條第一項中「法人税法」を「法人税に関する法律」に改める。
第五十六條第二項中「法人税法第四十二條第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を「法人税に係る延滞税の額」に改める。
第六十三條第二項中「法人税法第三十二條の規定による」を「法人税に係る」に改める。
第六十四條中「法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二條の規定によつて」を「法人税に係る」とし、「法人税法第四十二條第二項又は第六項の規定によつて法人

税に係る利子税額を「法人税に係る延滞税の額」に改める。
第七十二條の三十三第三項中「法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による」を削る。
第七十二條の三十九第三項中「法人税法第二十九條若しくは第三十一條の規定による更正又は同法第二十四條の規定による」を「法人税に係る更正又は」に改める。
第七十二條の四十一第一項各号列記以外の部分中「法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による」を「法人税に係る」に改め、同項第一号中「法人税法第二十九條の規定による更正又は第三十條の規定による」を「法人税に係る更正又は」に改め、同項第二号中「第二十三條までの規定による申告書」を「第二十二條の五までの規定による申告書(これらに係る期限後申告書を含む)」に、「法人税法第三十條の規定による」を「法人税に係る」に改め、同項第三号中「法人税法第二十九條又は第三十一條の規定による」を「法人税に係る」に改める。
第七十二條の五十五第二項中「所得税法第二十七條第一項、第二項、第三項若しくは第五項(同法第二十九條第五項において準用する場合を含む)の規定による申告書を政府に提出した場合又は同法第四十四條第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受け、若しくは同法第四十八條第五項第三号若しくは同法第四十九條第六項第三号の決定の通知」を「所得税に係る修正申告書を政府に出した場合、所得税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」に、「又は当該通知」を「当該通知を受け、又は当該送付」に改める。
第七十二條の五十九中「法人税法若しくは所得税法の規定によつて」を削る。
第二百二十四條第三項中「所得税法第二十六條の規定による確定申告、同法第二十七條の規定による修正確定申告及び修正損失申告、同法第四十六條の規定による更正、決定及び再更正並びに法人税法第十八條の規定による申告、同法第二十一條の規定による確定申告、同法第二十三條の規定による期限後申告、同法第二十四條の規定による修正申告、同法第二十九條の規定による更正、同法第三十條の規定による決定及び同法第三十一條の規定による再更正」を「所得税又は法人税に係る申告、更正又は決定」に改める。
第二百九十二條第一項第四号中「同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ」としてあわせて徴収される利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される

所得税に係る修正申告書を政府に出した場合、所得税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」に、「又は当該通知」を「当該通知を受け、又は当該送付」に改める。
第七十二條の五十九中「法人税法若しくは所得税法の規定によつて」を削る。
第二百二十四條第三項中「所得税法第二十六條の規定による確定申告、同法第二十七條の規定による修正確定申告及び修正損失申告、同法第四十六條の規定による更正、決定及び再更正並びに法人税法第十八條の規定による申告、同法第二十一條の規定による確定申告、同法第二十三條の規定による期限後申告、同法第二十四條の規定による修正申告、同法第二十九條の規定による更正、同法第三十條の規定による決定及び同法第三十一條の規定による再更正」を「所得税又は法人税に係る申告、更正又は決定」に改める。
第二百九十二條第一項第四号中「同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ」としてあわせて徴収される利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される

重加算税額並びに国税徴収法第四十六條第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を「法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三百十四條の八第三項中「所得税法第五十四條第一項の規定によつてあわせて納付しなけれ

ばならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五條の規定によつてあわせて納付しなけれ

ばならない利子税額、同法第五十六條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少

申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法

第五十七條第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条

第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六條第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を「並びに所得税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。

第三百十五條第一号中「所得税法第二十六條第一項若しくは第二

項の確定申告書若しくは同法第二十七條第一項若しくは第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む)の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四條の規定によつて「所得税に係る申告書を提出し、又は政府が」に改める。

第三百十七條の三中「所得税法第二十七條第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む)の申告書を提出した場合は又は所得税法第四十四條

第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合は又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付に、「又はその通知を」その通知を受け、又はその送付に、「又は通知」を「通知又は決定若しくは裁決」に改める。

第三百二十一條の二第一項中「所得税法第二十七條第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む)の規定によつて所得税の納税義務者が提出した申告書」を「所得税の納税義務者が提出した修正申告書」に改める。

第三百二十一條の八第四項中「法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二條の規定によ

つて」を「法人税に係る」に、「同法第三十三條の規定によつて徴収される」を「当該更正若しくは決定によつて納付すべき」に改める。

第三百二十一條の十一第一項中「法人税法」を「法人税に関する法律」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中「法人税法第四十二條第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を「法人税に係る延滞税の額」に改める。

第三百二十七條第一項中「法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二條の規定によつて」を「法人税に係る」に、「法人税法第四十二條第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を「法人税に係る延滞税の額」に改める。

附則第八項中「第六十六條の八」を「第六十六條の九」に改める。

第三百十五條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)の一部を次のように改正する。

第八十九條の二第四項中「六錢」を「四錢」に改め、同条第六項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七號)第五條及び第六條」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十條及び第十二條」に改める。

発法の一部改正) 第三十六條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「六錢」を「四錢」に改める。

第二十四條の見出しを「(国税通則法の準用)」に改め、同条中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七號)第五條及び第六條」を「(国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十條及び第十二條)」に改める。

第三十七條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。

第四十三條第七項を次のように改める。

7 国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十條(書類の送達)、第十二條(公示送達)、第三十八條第一項(繰上請求)、第六十二條(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三條(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第九十條第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)並びに第九十一條第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、第四十一條の対価の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二條及び第六十三條中「延滞税」とあり、同法第九十

条第三項及び第九十一條第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

第三十八條 次に掲げる法律の規定中「六錢」を「四錢」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十號)第十一條第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)第十二條第四項

三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十號)第三十二條第一項

四 特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六號)第三十條

五 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五號)第七十二條

六 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一號)第十七條

七 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七號)第三十五條第一項

八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五號)第三十條第三項

九 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五號)第八十七條第一項

十 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六號)第四十條

十一 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九號)第五十七條第三項

十二 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十七号 第一項

(物価統制令の一部改正) 第三十九号 物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「国税徴収法(昭和二十四年法律第四十七号)ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二条 昭和三十七年四月一日(以下「施行日」といふ)前にこの法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」といふ)の規定による国税の徴収のために改正前の国税徴収法(以下「旧国税徴収法」といふ)第四十二条の規定により納税の告知をした場合における当該告知の指定納期限については、従前の例による。

2 施行日前に課した、又は課すべきであった国税につき、施行日前に旧国税徴収法第四十二条の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第三十六条の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日

の前日をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなすものとし、当該国税につき従前の税法に利子税額の徴収に関する規定がなく、かつ、その納税の告知に係る指定された納期限が施行日以後であるときは、当該指定された納期限をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなす。

3 施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した従前の税法の規定による国税の還付金又は国税に係る過徴納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正後の所得税法(以下この条において「新法」といふ)第十条第二項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十条第二項ただし書又は第三十六条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

2 新法第十条第四項ただし書の規定の適用については、改正前の所得税法(以下この条において「旧法」といふ)第三十条の二第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により徴収を猶予された昭和三十六年分の所得税につき旧法第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項ただし書に規定する利子税の額とみなす。

3 新法第二十六条第六項の規定は、確定申告書を提出すべき者が施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第三十条の二第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けたものとみなす。

5 新法第三十一条第二項の規定の適用については、昭和三十六年分以前の所得税につき旧法第五十四条第一項第一号(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収された利子税額は、新法第三十一条第二項に規定する延滞税の額とみなす。(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

法」といふ)第三十条の二第一項の規定により徴収を猶予された昭和三十六年分の所得税につき旧法第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項ただし書に規定する利子税の額とみなす。

3 新法第二十六条第六項の規定は、確定申告書を提出すべき者が施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第三十条の二第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けたものとみなす。

5 新法第三十一条第二項の規定の適用については、昭和三十六年分以前の所得税につき旧法第五十四条第一項第一号(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収された利子税額は、新法第三十一条第二項に規定する延滞税の額とみなす。(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正後の法人税法(以下この条において「新法」といふ)第九條第二項、第十三條第三項、第十九條第二項、第十七條の二第二項、第十九條第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附

則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額若しくは重加算税額は、新法第九條第二項、第十三條第三項、第十九條第二項、第十七條の二第二項、第十九條第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附

則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額若しくは重加算税額は、新法第九條第二項、第十三條第三項、第十九條第二項、第十七條の二第二項、第十九條第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附

則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額若しくは重加算税額は、新法第九條第二項、第十三條第三項、第十六條第二項、第十七條の二第二項、第十九條第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前に改正前の法人税法第二十六条の三第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第二十六条の三第一項の規定による延納を許しているものとみなし、当該徴収の猶予の申請は、当該延納の届出とみなす。(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 改正後の相続税法(以下この条において「新法」といふ)第十九條、第二十條第一項、第二十一条の六又は第四十条第二項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、軽加算税額又は重加算税額は、新法第十九條、第二十條第一項、第二十一条の六又は第四十条第二項に規定する延滞税、利子税、過少申告加

算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

2 新法第二十七條第二項(新法第二十八條第二項において準用する場合を含む)の規定は、新法第二十七條第一項又は第二十八條第一項の規定による申告書を提出すべき者が施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合におけるその者の相続人(包括受遺者を含む)がすべき申告書の提出については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の相続税法第三十一条の規定により提出した同条に規定する申告書に係る相続税又は贈与税の更正の請求については、なお従前の例による。(資産再評価法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 改正後の資産再評価法第八十二条の二第二項の規定は、同法第四十五条、第四十七條、第八十四条第二項若しくは第八十六条第二項の規定による申告書の提出期限又は同法第五十六条第六項、第五十八条第六項若しくは第六十二条の規定による届出の期限が施行日以後に到来する再評価税について適用し、改正前の資産再評価法第四十五条から第四十七條まで、第八十四条第二項、第八十六条第二項若しくは第八十八条第二項の規定による申告書の提出期限又は同法第五十六条第六項、第五十八条第六項若しくは第六十二条の規定による届出の期限が施行日前に到来した再評価税については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 改正後の有価証券取引税法

第十一條第一項の規定は、施行日以後に同項の規定による申告書の提出期限が到来する有価証券取引税について適用し、施行日前に改正前の有価証券取引税法第十一條第一項の規定による納付高中申告書の提出期限が到来した有価証券取引税については、なお従前の例による。(砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に改正前の砂糖消費税法(以下この条において「旧法」という。)の規定により課した、又は課すべきであつた砂糖消費税

については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十五條第一項

の承認を受けて砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの(旧法第十五條第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。)については、これを改正後の砂糖消費税法(以下この条において「新法」という。)第十五條第六項又は

第十五條の二第五項に規定する砂糖類とみなして、これらの規定を適用する。

3 新法第二十一條の規定は、砂糖

類の製造場から移出された砂糖類が施行日以後に当該製造場にもどし入れられた場合又は他の砂糖類の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた砂糖類で砂糖類の製造場に移入されたものが施行日以後にさらに移出された場合について適用し、同日前に当該もどし入れ又は当該移出があつた場合における砂糖消費税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

4 旧法第十四條又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定により

提供された担保は、新法第十四條又は第二十四條の規定により提供された担保とみなす。(揮発油税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日前に改正前の揮発油

税法(以下この条において「旧法」という。)の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十四條第一項

の承認を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引

き取られた揮発油で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの(旧法第十四條第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。)については、これを改正後の揮発油税法(以下この条において「新法」という。)第十四條第六項又は第十四條の二第五項に規定する揮発油とみなして、これらの規定を適用する。

3 新法第十七條の規定は、揮発油

の製造場から移出された揮発油が施行日以後に当該製造場にもどし入れられた場合、他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油で揮発油の製造場に移入されたものが施行日以後にさらに移出された場合、保税地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油で当該保税地域に該当する揮発油の製造場にもどし入れられたものが施行日以後にさらに引き取られた場合又は揮発油の製造場から移出され、若しくは他の保税地域から引き取られた揮発油で保税地域に該当する揮発油に移入されたものが施行日以後にさらに引き取られた場合について適用し、同日前に当該もどし入れ、当該移

出又は当該引取りがあつた場合における揮発油税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

4 旧法第十三條又は第十八條第一

項若しくは第二項の規定により提供された担保は、新法第十三條又は第十八條の規定により提供された担保とみなす。(地方道路税法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に改正前の地方道

路税法(以下この条において「旧法」という。)の規定により課した、又は課すべきであつた地方道路税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 前條第二項の規定により改正後

の揮発油税法第十四條第六項又は第十四條の二第五項に規定する揮発油とみなされた揮発油については、改正後の地方道路税法(以下この条において「新法」という。)の規定を適用する。

3 新法第九條の規定は、前條第三

項の規定により改正後の揮発油税法第十七條の規定が適用される揮発油について適用し、同項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油に係る地方道路税については、なお従前の例による。

4 旧法第八條第一項又は第二項の規定により提供された担保は、新法第八條第一項又は第二項の規定により提供された担保とみなす。(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 施行日前に改正前の輸入

品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の

実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律又は改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定により課した、又は課すべきであつた酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又はトランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(取引所税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 施行日前に改正前の取引

所税法の規定により課した、又は課すべきであつた取引税については、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(関税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 国税通則法附則第五条から第八条までの規定は、関税に係る還付加算金、延滞税、利子税額及び延滞加算税額並びにとん税又は特別とん税に係る延滞税及び延滞加算税額について準用する。

2 施行日前に支払決定をし、又は夫納の関税に充当した関税の過額納金につき改正前の関税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第一項、第四条又は第七条第一項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、新法第二条第一項、第四条又は第七条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

2 施行日前にした改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予で、新法第三条第二項から第四項までの規定による徴収の猶予に相当するものについては、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 改正後の租税特別措置法(以下この条において「新法」という。)第三十三条の二、第三十六条、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八又は第七十条の規定は、個人が施行日以後に新法第三十三条の二第一項各号、第三十六条第二項若しくは第三項各号、第三十八条の四第一項若しくは第二項各号、第三十八条の七第一項各号若しくは第三項、第三十八條の八第四項又は第七十条第一項若しくは第二項に規定する事実^三に該当することとなつた場合について適用し、個人が施行日前にこれらの事実^三に該当することとなつた場合については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 新法第四十条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定の通知があつた場合について適用する。この場合においては、改正

前の所得税法第五十四条(国税通則法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による利子税額は、納付し、又は徴収することを要しない。

3 新法第四十一条の七第一項の規定に該当する者に対する同項ただし書の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、又は重加算税額は、新法第四十一条の七第一項ただし書に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税又は重加算税の額とみなす。

4 新法第五十六条の二第一項及び第五十七条第一項の規定は、法人(法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5 施行日前に改正前の租税特別措置法第八十九条及び第九十条の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方道路税については、この附則又は他の法律

に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正後の国税徴収法(以下この条において「新法」という。)第十五条第一項第四号の規定は、施行日以後に同号の規定により納付すべき税額が確定した贈与税について適用する。

2 新法第十九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新法第二条第十二号に規定する強制換領手續により配当手續が開始される場合について適用する。

3 新法第三十八条の規定は、施行日以後に納納となつた国税について適用する。

4 新法第六十六条、第九十九条及び第一百零一条(電話加入権に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に最高額申込者の決定をする場合について適用し、施行日前に当該決定をする場合については、なお従前の例による。

ものに与えられる再調査の請求若しくは審査の請求又は審査の決定は、それぞれ不服申立て又は不服申立てについての決定若しくは裁決とみなす。

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした関税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる関税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税に関するその他の経過措置の政令への委任)

第十九条 国税通則法附則及び前十八条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(大蔵省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 改正後の大蔵省設置法第三十九条第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、

国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の税法の例によるものとされる審査の請求又はこれに係る協議は、それぞれ不服申立て又はこれに係る議決とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の所得税法の例によるものとされる再調査の請求又は審査の請求については、改正後の地方税法第七十二条の五十五第二項中「不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」とあるのは「国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第 号)第一条の規定による改正前の所得税法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知」と、「当該通知を受け、又は当該送付を受け」とあるのは「当該通知を受け」として同項の規定を適用する。

「棚橋小虎君登壇、拍手」
○棚橋小虎君 たいいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、国税通則法案について申し上げます。
現行の税法体系は複雑難解であり、納税者の税法に対する理解を容易にするという観点より、政府は税制調査会に諮問して、その検討を求めてきたところ、昨年七月、答申を得たのであります。

この答申された事項のうち、学会、中小企業等より異論の多かった実質課税の原則、質問検査権等の項目については、なお今後の検討にゆだねることとし、これを除いて提案されたものであります。

本案は、以上の趣旨より、今次税制改正の一環として、国税について現行税法の体系的な整備をはかるための基礎とし、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に定め、納税者の理解を容易にするとともに、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税制度、争訟制度の改善合理化をはかりとするものであります。

そのおもなる内容は次のとおりであります。
第一に、総則的なものとしては、本法律案は九章九十六条より成り、その

目的としては、税務行政の公正な運営をはかり、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資するものとしております。他の国税の法律との関係については、本法案は通則法であるので、他の国税の法律に規定があるときはそれによることとし、その他、人格のない社団等に対する本法の適用については、法人とみなす規定等が定められております。

第二は、租税債権の成立、申告等の法律関係の明確化であります。現行では、納税義務の成立の時期や、納付すべき税額の手続並びに申告納税方式及び賦課課税方式の意義がいずれも明らかでないで、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に整備したものであります。

第三は、納税者の利益を中心とする納税面の具体的な改善合理化であります。すなわち、利子税を延滞税に改めるとともに、日歩三銭を二銭に引き下げ、無申告加算税を現行の一〇%ないし二五%の四段階より、一律一〇%に改める等、附帯税の軽減をいたしております。

また、納税者の不服申立制度につき、行政不服審査法の制定にあわせて改善統一的に規定し、その他、賦課権の期間制限、申告手続等について、現行の不明確な点を明定しております。

なお、衆議院において、人格のない社団等に関する規定について、現行の課税関係に変化を加えるがごとき規定の仕方をするを回避し、実質的に現行法を維持することとするため、所要の修正が加えられたものであります。

次に、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案について申し上げます。
本案は、国税通則法の制定等に伴い、所得税法その他の関係法令の整備を行なおうとするものであります。
なお、衆議院において、人格のない社団等の両罰規定等を削除する修正が行われております。

委員会におきましては、両案一括して審議を行ない、利害関係者、学識経験者等の間に反対意見が強く、議論の尽くされていないものを何ゆえ急いで制定するのか。本法の制定は納税者の理解を容易にするためというが、真の目的は徴税強化にあるのではないか。答申のうち本案に盛り込まれた項目を今後どうするのか。基本法であるならば納税者の権利を保護する規定が必要ではないか。税務訴訟における証拠申し立ての順序等、権力行政的な規定があるのではないか。衆議院の修正により、人格のない社団等に対する適用

関係はどうか。延滞税、加算税等は納税者にどのように有利になったか。通達行政を改めない限り納税者には救済とならないのではないか。本案のごとき重要法案については、公聴会を開くべきではないか。本案の成立がおくれた現在、施行期日について政府は修正の必要がないとしているが、いかなる理由によるのか。その他、人格のない社団等に対する課税関係の実情等については、慎重審議が行なわれし

たが、高橋委員より、質疑打ち切りの動議が提出され、多数をもって可決されました。その間の質疑の詳細につきましては、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、木村委員より、「第一に、本案は各税法の共通事項をまとめ、納税者の利益をはかるものであるというが、それは表面上の理由で、納税者の保護の規定もなく、真の目的はナチスの税法を参考にした徴税強化法である。第二に、本案の制定の前に、税負担の軽減、特に資産所得との負担の公平をはかる減税をはかるべきであり、本末転倒である。第三に、利害関係者、学識経験者の意見を十分徴すべきであった。本案は時期尚早である。第四に、審議が不十分であり、公聴会を開かれていない。第五に、昭和三十七年四月一日となっている施行期日を修正しな

いのは違法であり、以上の五点から兩案に反対する」との意見が述べられ、次いで、水末委員より、「質疑打ち切りにより審議が尽くされず遺憾である。通則法である限り、租税徴収体系の是正を望んでいたが、国民の利益を担保した規定がなく、また名前、目的に反し、徴収手続法にすぎないものである。すなわち、五項目の将来制定されるおそれがある。推計課税の残滓が残っている。質問検査権を、各税法でなく、この法律で明らかにすべきである。等がその具体的反対内容である。

以上の理由により兩案に反対する」との意見が述べられ、次いで、須藤委員より、「政府は納税者の利益に資する法律であるというが、まっかなウソである。納税者の利益に資するのが真の目的であるならば、質疑打ち切りというよりなことはせず、審議を十分にすべきである。申告納税方式は形式的にはアメリカに模倣したものであるが、その精神はナチスの租税徴収法からとつたもので、全くえせ民主主義的な租務行政を強化するものである等の理由から、兩案に反対する」との意見が述べられました。

かくて、討論を終了し、兩案一括して採決の結果、それぞれ多数をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 兩案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。大村福八郎君。

〔大村福八郎君登壇、拍手〕

○大村福八郎君 私は日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されました国税通則法案並びに国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対して反対するものであります。

反対理由の第一は、先ほど大蔵委員

長からも説明がございましたように、政府の提案理由は、税法が複雑であるからこれを統一する。各税法に共通な部分を統一するのだ。あるいはまた、非常に税法が難解であるから、わかりやすくするのである。また、税制調査会の答申によつて制定したのであるから、各方面の学識経験者の意見も徴してある。特に、税制調査会の答申の中で、いわゆる五項目と申しますか、国民の権利義務を侵害するような重大な答申があるわけですが、そういうものは除いてある。ですから、大した法律でない。現行の徴税規定を整理統一したものであるから大したことはないのだ。こういう政府提案理由の説明がございましたが、しかし、それは表面の理由でありまして、この国税通則法の真のねらい、また通則法の本質というものは、結局これは、税金をとる側の

権力者の立場に立って、いかに国民から税金をとりやすくするか、そういう立場に立って規定されたものであります。これは、この憲法三十四条あるいは八十四条に規定されておりますいわゆる租税法律主義の精神に反すると、私は思うのであります。租税法律主義は税金をとる側の立場に立っての法律であると同時に、納税者の立場に立って、権力者が税金をとる場合の限界について、これはやはり定めていなければならない。ただ法律によれば税金が幾らでもとれるというのじゃなくて、納税者の立場を保護するためにその限界をやはり規定するのが租税法律主義でありまして、これはもう、いまでもなくフランス革命の人権宣言——代表なくして課税なし、この精神から出ているわけでありまして、ところが政府は、納税者の救済もこれは拡大してあるのだと、こう言っております。大した法律じゃないと言っておりますが、税制調査会の答申は、先ほど委員長からも御説明でございましたが、実質課税の原則に関する規定とか、あるいは租税回避行為の禁止に関する規定、あるいは黙秘権の否認に関する規定、一般的な記帳義務に関する規定と質問検査に関する統一的規定、あるいは特定職業人の税務義務と質問検査権の関係の規定、資料提出義務違反についての過怠税の規定とか、あるいは無申告脱税犯に関する

改正規定、こういうものを含んでいる。特に、この中で、特定職業人の秘密を守る守秘義務と質問検査権の関係規定などは、これは重大な問題を含んでおります。これは、たとえば弁護士とかあるいは税理士等の黙秘権を否認するものであります。憲法で保障されている——自己に不利益なる供述は強要されないということになっているのに、国税に関しては、それを拒否することができない、こういう内容の答申がなされているわけです。これなどは、税をとる立場に立って、そうして憲法で保障されている国民の権利の侵害をしているわけなんです。徴税権を強化するといふ考え方は、憲法に規定された人権、それを税法に限っては優位に立つといふ考え方ののであります。これはナチスの租税適用法の精神がそうなんです。こういう精神に基づいて答申がなされているのです。ですから、答申を一貫して流れる精神は、権力規定の強化、徴税の強化ということがねらいになっているのです。ですから、かりに五項目が削られたといひましても、その精神は変わらないのであります。この国税通則法に流れる精神は、税金をとる例に立って、いかにして国民から税金をとるかという立場に立っての規定でございますから、そういう意味で答申の精神を尊重しているのであります。そこが問題な

のであります。ですから、この提案理由の表面的な説明だけで、この税法が大したことはないというのは、間違いであります。国民は、税金が非常に高いから、なるべく税負担が軽くなるように、合法的な範囲、あるいは、ときによつては合法的でない場合もあるかもしれませんが、なるべく課税を免れようとして努力しているのが実態であります。それは税金が重いからなんです。そういう国民の税金負担を免れるという努力、また最近では、国民の自主的な自覚が高まって、税法等について国民の権利を守る意識が非常に高くなってきております。ですから、徴税強化に対する抵抗が非常に出てきています。そういう実態でありますので、国税通則法を制定して、そうして徴税を強化しよう、こういう立場に立っていると申すのであります。ですから問題は、国税通則法を作つて徴税を強化する、あるいは権力規定を強化する、重く税金を免れようとして努力している、それを押えようといふことにあるのでありますから、税金をもつと思ひ切つてここで安くすれば、減税をすれば、国民はそんなに税金を免れようとして努力しないと思つて、いわゆる取られる税金というよりも納める税金にしようと思つて、ですから私は、国税通則法の制定は本末を転倒し

の改正規定、こういうものを含んでいる。特に、この中で、特定職業人の秘密を守る守秘義務と質問検査権の関係規定などは、これは重大な問題を含んでおります。これは、たとえば弁護士とかあるいは税理士等の黙秘権を否認するものであります。憲法で保障されている——自己に不利益なる供述は強要されないということになっているのに、国税に関しては、それを拒否することができない、こういう内容の答申がなされているわけです。これなどは、税をとる立場に立って、そうして憲法で保障されている国民の権利の侵害をしているわけなんです。徴税権を強化するといふ考え方は、憲法に規定された人権、それを税法に限っては優位に立つといふ考え方ののであります。これはナチスの租税適用法の精神がそうなんです。こういう精神に基づいて答申がなされているのです。ですから、答申を一貫して流れる精神は、権力規定の強化、徴税の強化ということがねらいになっているのです。ですから、かりに五項目が削られたといひましても、その精神は変わらないのであります。この国税通則法に流れる精神は、税金をとる例に立って、いかにして国民から税金をとるかという立場に立っての規定でございますから、そういう意味で答申の精神を尊重しているのであります。そこが問題な

ていると思つてゐる。この通則法を出す前に、もつと政府は、税制調査会の答申にあるように、今の日本の税金は諸外国に比べても戦前に比べても非常に重いのであるから、まず何よりもつ

立案されたものでありますから、納税者の立場に立つて、これはどうしてでも容認したいのであります。これが反対の第一の理由であります。

それから第二の理由は、百歩譲つて

国税通則法の制定が必要であるとして

も、時期尚早であります。税法学会

は、国税通則法制定に関する意見書を

発表したのでございまして、この中で、

この通則法は、「僅か一年半の間に、し

かも外国のこれに関する学説、判例を全

く研究することなく、単にドイツ法の条

文を参考にして答申が作成され、これに

基づき立案されようとしている。」と、こ

ういふふうに述べております。そうし

て「民主主義国家として先輩国である

スイス連邦においては、一九四七年六月

二三日に連邦税基本法ブルーメンシュ

タイン草案が作成されたが、十四年を

経た今日に至るも未だ審議中で、立法

化されていない、このいふふうに、税法

に関する基本法は、非常に慎重審議、

そして、あらゆる判例、また、国民の権

利義務に関するものでありますから、

各方面の利害関係者の意見を聞いて、

慎重審議すべきであつて、これは二

年、三年を要しても、これは決して十

分とは言えないくらいなのであります

で、そのぐらゐ慎重にこれは考えるべ

きであります。

○議長(松野鶴平君) 時間が超過いた

しましたから、結論を……。

○木村福八郎君(統) にもかかわら

ず、これは十分国民の意見を聴取され

ておりません。ですから、少なくとも

時期尚早であります。これが反対の第

二の理由であります。

第三は、この法案の審議は不十分で

す。衆議院では一日しか審議しており

ません。二十七日に衆議院を通過して、

二十八日に回つて参りました。が、

「こつちは二日もやつたよ」と呼ぶ者

あり。参議院では、たった二日ではし

ては、予算案及び重要な歳入法案に

ついては、公聴会を開かなければなら

ないといふことになつてゐるのです。

それにもかかわらず、公聴会も開か

ず、また、審議の途中において、十分

まだ審議が尽くされていらないのに、不

当にも自民党の諸君は、これの打ち切

りを提案したのであります。強引に打

ち切つてしまつたのです。これは国民

に対して十分に審議の責任を果たした

と言えましようか。こんな重要法案

を、国会法五十一条の第二項の公聴会

を開かなければならぬという規定に違

反してゐるのです。これが反対理由の

第三であります。

最後に、施行期日の問題でございま

すが、この法案は四月一日が施行期日

でございまして、ところが、本日は四月

二日であります。当然、これは法案を

修正して衆議院に送付すべきでありま

す。修正がなされてないのでありま

す。そのために、徴税については空白

期間ができません。本日は、所得税、法人

税以外の物品税、その他については、

法律がないのであります。これは空白

期間が生じてゐるのであります。これ

に対しては、法制局の考え方は、一日く

らいだつたら徴税上差しつかえないと

いうことを言つておりますが、日本社

会党としては、この見解に承服するこ

とができません。当然これは修正して

衆議院に送付すべきであります。この

ような違法な法案でございまして。

以上述べました諸点から、私は、こ

の法案に対して絶対に反対をいたしま

す。しかもこれは、その基本精神は徴

税強化にありますから、社会党は、今

後ともこの法案を廃止させるように努

力する決意でございまして。

これをもつて討論を終わります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 高橋衛君。

「高橋衛君登壇、拍手」

○高橋衛君 私は、自由民主党を代表

いたします。ただいま議題となつて

おります衆議院送付の国税通則法案及

び国税通則法の施行等に伴う関係法令

の整備等に関する法律案並びにこれら

の法律案の修正案に対して、賛成の意

を表せんとするものであります。

そもそも、今回新たに国税通則法を

制定いたします趣旨の第一は、税制の

簡素平明化をはかつて、税法を納税者

にわかりやすいものにしよつとす点

にあるのであります。御承知のよう

に、現行の税法は複雑難解でありま

す。税制はあくまで民主的でなければ

なりません。そのためには、何より

もまず税法そのものが納税者に理解し

やすいものでなければなりません。し

かるに、現行の税法は、遺憾ながら納

税者にとりましてはなかなか理解しが

たのであります。現行税法をこのよ

うに複雑難解にしてゐる理由には、い

ろいろなものが考えられます。し

かし、その大きな理由の一つは、現行

の税制においては、所得税法、法人税

法、酒税法、物品税法等の各税法がそ

れぞれ単独の税法として存在するだけ

で、そこにこれらに共通の基礎たる共

通法ないし基本法を持たないところに

あると考へるのであります。すなわ

ち、共通法が存在しないために、所得

税法や法人税法などの各税法におきま

しては、各税に固有な課税実体に関す

る規定のほか、本来各税に共通して

同様に用いられるところの手續に関す

る事項についても、各税法ごとに一々

重複して規定が設けられておるのであ

ります。この結果、各税法の条文が不

必要に多くなりまして、いたずらに税

法を複雑膨大化せしめ、納税者にとつ

て非常に読みづらいものにしておりますのみならず、さらに、同様な事項についての規定が必ずしも各税法を通じて統一されているとは限りませんが、このような不統一から税法の解釈をむずかしくして、無用の紛争を生ぜしめる原因となつていゝるという欠陥があるわけでありませぬ。国税通則法の制定は、右のような現行税制の欠陥にかんがみ、これを抜本的に矯正しようとするものであります。すなわち、国税通則法において、各税に共通する事柄を取りまとめて規定することによりまして、まず、税法の条文数はざつと二百八十条程度圧縮されるのであります。これが税制の簡素平明化に及ぼす効果がきわめて大であることは申すまでもありません。さらに、これら共通の事項は、各税法にばらばらではなく、単独の国税通則法に一本に規定されるのでありますから、現行法に見られるような不統一は全く解消するのであります。かくしてでき上ります税法体系は、基本法、共通法としての国税通則法と、課税実体法としての各税法、及び滞納処分手続を中心とする国税徴収法という、三つの柱から成ることとなり、その体系はきわめてすっきりとし、また、納税者に理解しやすい形となるわけでありませぬ。このような立法は、わが国税法において全く新しいものであり、また、多年の要望にこたへることとなるのであります。

次に、本法を制定する第二の趣旨は、租税の基本的法律関係を明らかにし、これに關する規定の整備合理化をはかることにあります。次に、国税通則法制定の第三の趣旨は、各税に共通する諸般の制度について、この際、納税者の利益に着目しつつ種々の改善合理化をはかることとあります。すなわち、その内容を見てみますと、次のとおりであります。まず、改正の第一点は、延滞税や加算税等について改善合理化をはかつたこととあります。これらいわゆる附帯税の制度は、昭和二十五年の税制改正以来ほとんど見るべき改正がなされておきませぬ、これが改善は一般からも強く要望され、多年の懸案となつていたのであります。今回はこれに抜本的改正を加え、納税者の負担の軽減をはかりつつ、制度の簡素化を行なうことといたしてあります。すなわち、まず現行の利子税額及び延滞加算税額については、この兩者を統合して一本の延滞税とするともに、その課税割合を現行の日歩三銭及び六銭から、日歩二銭及び四銭に引き下げることにいたしてあります。また、各種の加算税につきましても、その課税率の軽減をはかりまして、無申告加算税及び源泉徴収加算税については、現行では一〇%

から二五%になつておるのであります。が、一律に一〇%に、また、重加算税については、現在五〇%とありますものを三〇%にそれぞれ引き下げることにいたしておるのであります。次に、改正の第二点は、課税処分等に対する不服申立ての制度について改善を加へたこととあります。すなわち、納税者が不服を申し立てることが出来る事項の範囲を拡張して、税務署のした処分すべてに対して不服申立てをすることができるといたしてあります。また、納税者から不服申立てがあつた場合において、滞納処分の執行を停止することは、現在ではもっぱら税務署長の権限によるのであります。が、今回新たに納税者からもその申し立てをすることができるとするほか、納税者が担保を提供したときは財産の差し押えをしない制度を新設することとし、さらに、納税者が不服を申し立てている期間中は、原則として差し押え物件の公売処分ができないものといたしてあります。なお、不服申立て制度に關連して、協議団制度の問題がございませぬ、これにつきましても、協議団の第三者的立場を高め、その議決を一そう尊重するよう、規定の整備をはかり、運用の改善に努めることとする等、各種の改善を加へて、納税者の権利利益の救済に遺憾

のないよう措置しているものであります。次に、改正の第三点は、申告手続に關する規定の整備改善をはかつたこととあります。すなわち、申告納税方式における申告手続は、期限内申告については各税法の規定によることとし、期限後申告、修正申告及び更正の請求等については、国税通則法に取りまとめて、わかりやすく規定することといたしてあります。……(発言する者多し) ○議長(松野鶴平君) お静かに願ひます。 ○高橋衛君(統) これに關連して、納税者の住所等が移動した場合の申告書の提出先については、現行法では必ずしも明らかでないのを改めて、これを新住所の所轄税務署とする等、規定を明らかにし、また、申告書等を郵送した場合には、郵便局の通信目付印に表された日に申告書の提出があつたものとす等、納税者の便宜を中心として改善をはかつていゝるのであります。次に、改正の第四点は、国税の課税権の期間制限について合理化をはかつたこととあります。すなわち、国税の徴収権の時効につきましては、現在別段の問題はないのであります。が、国税の更正や決定、すなわち課税権の行使をすることが出来る期間につきましては、現行法では必ずしも明らかでない

く、しかも直接税と間接税との間に關して不統一の点も見られますので、今回これを、時効とは違つて、中断や停止等を行うことなく、一定の期間経過後はすべて権利を行使することができなくなる、いわゆる除斥期間として明らかにするとともに、その期間を原則として三年とする等の改善合理化をはかることとしていゝるのであります。以上が国税通則法の制定の趣旨とそれのおもな改正点であります。次に、国税通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に關する法律案におきましては、国税通則法の施行に關連いたしまして、所得税法等の關係法律について、その整備をはかるため、所要の改正を行なつてあります。これによりまして、各税法の規定は大幅に整理され、納税者の税法に対する理解に資することとなるのであります。なお、毛利松平君外二十五名の提出にかゝる両法律案の修正案は、いわゆる人格のない社団等に対する税法の規定についての修正案を修正いたしました。現行の税法の規定をそのまま維持しようとするものであります。これは、人格のない社団等に対する課税關係に変更を加へるがごとき改正はこれを行なわなないこととしようとするもの趣旨にもかんがみまして妥當なものと考えられてあります。

昭和三十七年四月二日 參議院會議録第十六号 国税通則法案外一件

以上申し述べましたとおり、国税通則法の制定及び関係法令の改正並びにこれら法律の修正は、税法の民主化をはかりつつ、あわせて納税者の権利利益に着目して諸制度の改善を行なうものであり、昭和二十五年にシャープ税制が行なわれまして以来の大改正でございます。社会党の諸君が、この税法に對して、あるいは民主的な現代日本と全く関係のないところのナチスの税法を持ち出したり、または反対のいろいろ理由をお聞きいたしましたも、その理由がわれわれにはとうていわからない、全く反対のための反対をなされているかのごとき感じを抱きますことは、私どもの衷心より遺憾とするところでございます。

以上をもちまして私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます、よって両案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後六時一分散会

出席者は左の通り。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 議員 | 松野 鶴平君 | 副議長 | 平井 太郎君 |
| 杉山 昌作君 | 温水 三郎君 | 谷口 慶吉君 | 田中 清一君 |
| 櫻井 志郎君 | 加賀山之雄君 | 村山 道雄君 | 大泉 寛三君 |
| 鈴木 恭一君 | 白井 勇君 | 吉江 勝保君 | 奥 むめお君 |
| 吉米地英俊君 | 田中 啓一君 | 市川 房枝君 | 近藤 鶴代君 |
| 村松 久義君 | 堀 末治君 | 藤野 繁雄君 | 村上 義一君 |
| 大谷 豊潤君 | 千田 正君 | 笹森 順造君 | 黒川 武雄君 |
| 野上 進君 | 山本 杉君 | 谷村 貞治君 | 天竺 良吉君 |
| 米田 正文君 | 鳥島徳次郎君 | 金丸 富夫君 | 川上 為治君 |
| 徳永 正利君 | 仲原 善一君 | 鈴木 万平君 | 手島 栄君 |
| 石谷 憲男君 | 増原 恵吉君 | 前田佳都男君 | 勝俣 稔君 |
| 佐野 廣君 | 鍋島 直紹君 | 最上 英子君 | 上原 正吉君 |
| 岡崎 真一君 | 野本 品吉君 | | |

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 田中 茂穂君 | 杉浦 武雄君 | 田中 吉雄君 | 荒木正三郎君 |
| 新谷寅三郎君 | 紅露 みつ君 | 米田 勲君 | 湯澤三千男君 |
| 木内 四郎君 | 石原幹市郎君 | 井野 碩哉君 | 吉田 法晴君 |
| 宮澤 喜一君 | 吉武 恵市君 | 木村禧八郎君 | 阿具根 登君 |
| 永野 豊君 | 小林 英三君 | 永岡 光治君 | 松澤 兼人君 |
| 中野 文門君 | 堀本 宜実君 | 岩間 正男君 | 須藤 五郎君 |
| 村上 春蔵君 | 鹿島 俊雄君 | 大矢 正君 | 永末 英一君 |
| 赤間 文三君 | 青田源太郎君 | 基 政七君 | 安田 敏雄君 |
| 安部 清美君 | 松野 孝一君 | 相澤 重明君 | 田上 松衛君 |
| 井川 伊平君 | 上林 忠次君 | 木下 友敬君 | 平林 剛君 |
| 梶原 茂嘉君 | 高橋 衛君 | 秋山 長造君 | 久保 等君 |
| 高野 一夫君 | 前田 久吉君 | 戸叶 武君 | 山口 重彦君 |
| 河野 謙三君 | 横山 フク君 | 矢嶋 三義君 | 成瀬 幡治君 |
| 平島 敏夫君 | 館 哲二君 | 天田 勝正君 | 岡 三郎君 |
| 松平 勇雄君 | 小林 武治君 | 佐多 忠隆君 | 田中 一君 |
| 大谷 賛雄君 | 青柳 秀夫君 | 藤原 道子君 | 村尾 重雄君 |
| 高橋進太郎君 | 小沢久太郎君 | 曾根 益君 | 千葉 信君 |
| 西郷吉之助君 | 小山邦太郎君 | 近藤 信一君 | 羽生 三七君 |
| 木暮武太夫君 | 重宗 雄三君 | 内村 清次君 | 赤松 常子君 |
| 堀木 鎌三君 | 一松 定吉君 | 棚橋 小虎君 | |
| 青木 一男君 | 木村篤太郎君 | 國務大臣 | |
| 津島 壽一君 | 大森 創造君 | 大蔵大臣 | 水田三喜男君 |
| 野上 元君 | 豊瀬 禎一君 | | |
| 千葉千代世君 | 山本伊三郎君 | | |
| 鶴岡 哲夫君 | 中村 順造君 | | |
| 阿村文四郎君 | 大河原 次君 | | |
| 光村 甚助君 | 重政 庸徳君 | | |
| 亀田 得治君 | 大倉 精一君 | | |
| 下村 定君 | 小笠原二三男君 | | |

〔第十三号参照〕
 審査報告書
 建設省設置法の一部を改正する法律案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、河川局に砂防部を、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部をそれぞれ設置し、また附属機関として宅地制度審議会を設置する等建設省の機構を改正するとともに、建設省の定員を四千五百九十人増加しよとするものであり、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う経費は、昭和三十七年度において約六十万七千円である。

審査報告書

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

科学技術振興対策特別 森 八三一

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本原子力研究所の行なり放射線化学の研究業務に係る管理機能を強化するため、同研究所の理事の定数を一人増加し、よりとするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため必要な費用は昭和三十七年度において約二百七十七万円である。

昭和三十七年四月二日 参議院會議録第十六号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五(官報課)